

⚠ はお客さまにとくに確認
いただきたい項目です。

医療保険 EVER Prime

2021年1月版

通信販売用

パンフレット・契約概要・
注意喚起情報・その他重要事項

保障が充実。 なのに、ムダがない医療保険。



健康な方はもちろん、“健康に不安がある方”もお申込みいただけます。

この保険は、「病気やケガの保障（がんや重大疾病の保障も含む）、介護や障がいの保障」を希望されるお客さまにおすすめの商品です。商品内容がお客さまのご希望（ご意向）に沿っているかご確認ください。ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

- この商品はアフラックを引受保険会社とする医療保険（生命保険）です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象外となります。
- アフラックの正式社名は、アフラック生命保険株式会社です。

募集代理店

引受保険会社



- お申込みの際には、この「パンフレット・契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」を必ずご確認ください。
- 「ご契約のしおり・約款」にはご契約に伴う大切なことが掲載されていますので必ずご一読いただきますよう、お願いいたします。

- 「パンフレット・契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」は大切に保管してください。
- この「パンフレット・契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」に記載のない特約の付加をご検討される場合はアフラックにお問い合わせください。

◇この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
◇（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな苦情・相談・照会をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

◇生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

郵送によるお申込みの場合、三井住友銀行の店頭でのお申込みとは、お取扱いの内容が異なります。
ご不明な点は、三井住友銀行保険専用ダイヤル（0120-628-770）までお問い合わせください。

<ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。>

お問い合わせ、お申し込みは
<募集代理店>



◎この「パンフレット・契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」にある保険料および保障内容などは、契約日が2021年1月18日以降の保険契約に適用となります。（ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料や保障内容を変更する場合があります。）
◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。
◎保険に関する苦情・相談・照会などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。
<引受保険会社> 保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

Aflac アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
<https://www.aflac.co.jp/>

●ご契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
アフラックコールセンター 0120-555-027
月～金および第2・4土曜日（祝日・年末年始は除く）9:00～17:00



No.B20898-00 21.01（新） AF提販売-2020-0032 10月30日

商品の特長

保障内容について

男性

女性

ご契約後のサービス・
健康に不安のある方へ

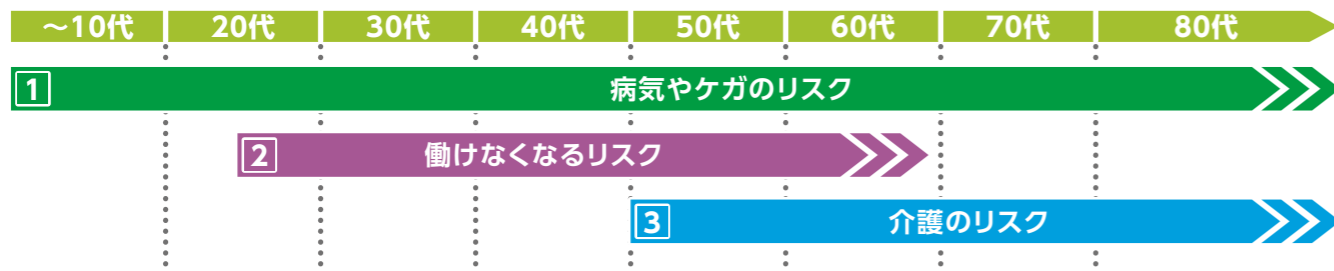
契約概要

注意喚起情報

その他重要事項

Q & A

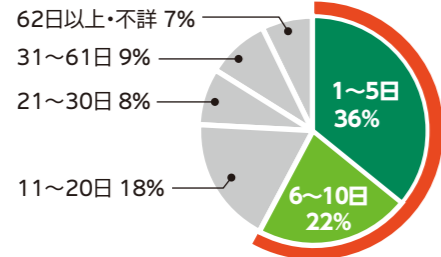
アフラックなら、ライフステージの変化にあわせてその時々で必要な保障を変えられるため、ムダなく最適な保障を備えることができます。



1 病気やケガのリスク

入院は短期化の傾向にありますが、短期の入院でもまとまった費用がかかる場合があります。

▶ 入院日数の割合*1



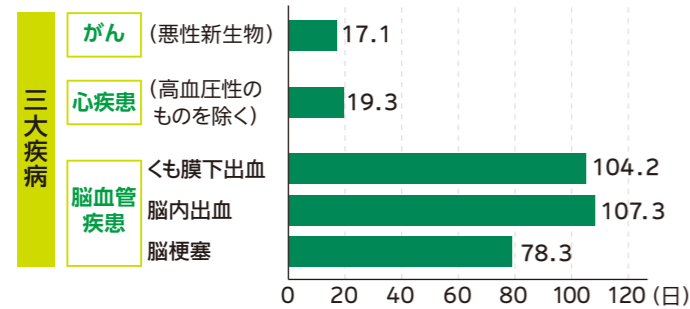
▶ 5日未満の入院の自己負担費用

平均 **10.1万円***2

短期の入院でも10日分
10日未満の入院（日帰り入院を含む）でも、**一律10日分**の入院給付金をお受取りいただけます。

三大疾病は長期間の入院が必要となる場合があります。

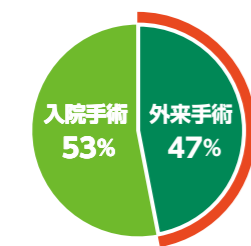
▶ 退院患者の平均在院日数*3



三大疾病による入院を日数無制限で保障
三大疾病による入院を**日数無制限**で保障します。再発や長期にわたる治療が必要となる場合も保障が続くので安心です。Aプランの場合

手術全体のうち、**外来手術が約半数**を占めています。

▶ 手術における入院/外来の割合*4



▶ 外来で行う手術の例

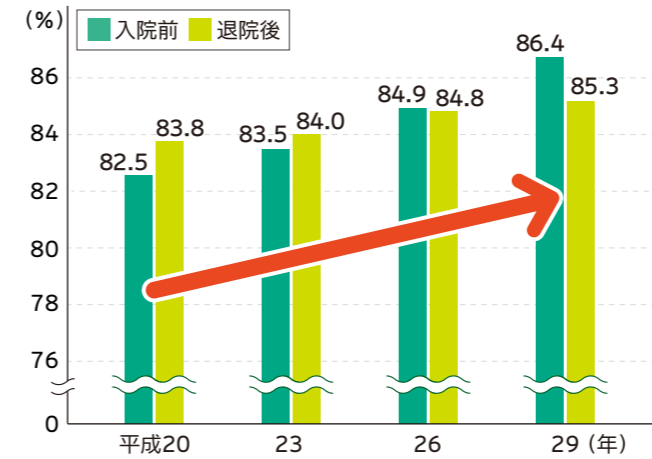
- 白内障
- 緑内障
- 胃ポリープ
- 大腸ポリープ
- 尿路結石

外来手術も入院手術と同額で保障
入院中の手術はもちろん、**外来手術も同額**で保障します。

通院

近年、**入院前の通院**が退院後の通院より多くなっています。

▶ 入院前、退院後に通院する人の割合*5



入院前・外来手術前の通院も保障
入院前後の通院はもちろん、**外来手術・放射線治療前後**の通院も保障します。Aプラン・Bプランの場合



三大疾病・生活習慣病

三大疾病は、日本人の死亡原因の**約半数***6を占めています。

三大疾病とは…

がん(悪性新生物)

- 胃がん
- 大腸がん
- 肺がん
- 肝臓がん
- 乳がん など

心疾患

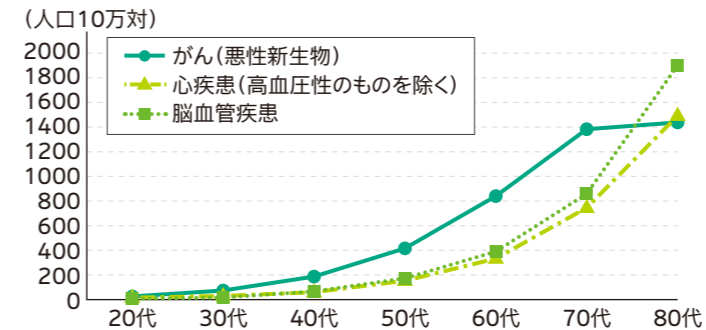
- 急性心筋梗塞
- 狭心症
- 心筋症
- 不整脈
- 心不全 など

脳血管疾患

- くも膜下出血
- 脳内出血
- 脳梗塞 など

三大疾病のリスクは**40代以降**高まります。

▶ 三大疾病の受療率*7



三大疾病の保障を上乗せオプション
三大疾病一時金特約
三大疾病保険料払込免除特約

生活習慣病が改善せず、病状が悪化した場合、**さまざまなリスク**があります。

▶ 生活習慣病が改善せず、病状が悪化した場合の例



特定の生活習慣病(肝硬変、慢性膵炎、慢性腎不全、糖尿病の合併症)の保障を上乗せオプション
特定生活習慣病保障特約

※支払事由については、**契約概要 P.29~37**をご確認ください。

*1 厚生労働省「平成29年 患者調査」をもとにアフラック作成
※入院した日を入院1日目として計算
*2 (公財)生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」
※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

*3 厚生労働省「平成29年 患者調査」をもとにアフラック作成
*4 厚生労働省「平成30年 社会医療診療行為別統計」をもとにアフラック作成

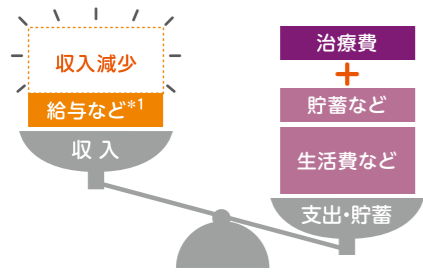
*5 厚生労働省「平成20、23、26、29年 患者調査」をもとにアフラック作成
※通院には在宅医療(往診)を含む ※割合を求めた総数から「他の病院・診療所に入院」の数を除いて表示
*6 厚生労働省「平成30年人口動態統計(確定数)の概況」

*7 厚生労働省「平成29年 患者調査」をもとにアフラック作成

2

働けなくなるリスク

働けない状態が続くと収入は減少しますが、その間も生活に必要な支出は続きます。



たとえば、5.5カ月間*2 休職した場合にかかる生活費は約100万円です。

▶ 休職期間と生活費の平均値

休職期間は約5.5カ月*2 × 1カ月あたりの生活費は約19万円 = 休職期間の生活費は約104万円

食費、光熱・水道費の合計約99,200円*3 住宅ローン返済額約91,800円*3

※障害が残った場合など、休職期間はさらに長引く場合があります。
※公的保障(傷病手当金や障害年金など)を受けることができる場合があります。

病气やケガで働けなくなった場合の当面の生活費をサポート!

オプション

就労所得保障一時金特約

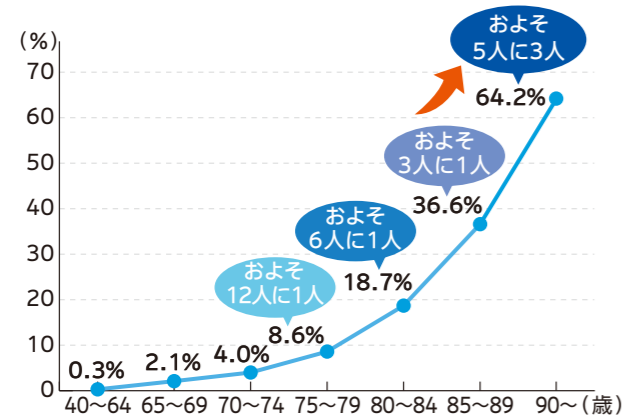
精神疾患保障一時金特約

3

介護のリスク

年齢とともに介護のリスクは高まります。

▶ 公的介護保険の介護サービスの認定者数の人口に占める割合(年齢階級別)*4



介護が必要になった人の約4人に1人*5は「認知症」です。

▶ 介護が必要になった主な原因の構成割合(対象:要介護2~5)*5

第1位 認知症 24.9%

第2位 脳血管疾患(脳卒中含む) 21.0%

第3位 高齢による衰弱 11.5%

要介護状態になったら、さまざまな費用がかかります。

▶ 介護費用の例

一時費用の合計(住宅改造や介護用ベッドの購入など) 平均 約69万円*6 ※公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

介護が必要になった場合の経済的負担をサポート!

オプション

介護一時金特約

認知症介護一時金特約

※支払事由については、契約概要 P.29~37)をご確認ください。

*1 給与以外に、公的保障(傷病手当金や障害年金など)が含まれる場合もあります。
*2 平成30年度 全国健康保険協会「現金給付受給者状況調査報告」の傷病手当金の平均支給期間より
*3 総務省統計局「2019年家計調査(家計収支編)調査結果」(https://www.stat.go.jp/data/kakei/2.html)

*4 厚生労働省「平成30年 人口動態統計」および厚生労働省「介護給付費等実態統計月報(平成30年12月審査分)」をもとにアフラック作成
*5 厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査」よりアフラック算出(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」※過去3年間に介護経験がある方を対象

入院給付金日額は5,000円から20,000円の範囲で1,000円単位でお選びいただけます。ご希望にあわせてオプションを付加できます。

■3つのプランからお選びいただけます。

Aプラン

外来手術や通院、入院への備えに加え、三大疾病に伴う長期入院もしっかり保障します。

Bプラン

外来手術や入院への備えに加え、日帰り手術や放射線治療前後の通院もしっかり保障します。

Cプラン

増加傾向の短期入院・外来手術もしっかり保障します。

5~6ページ



■ご希望にあわせて特約・特則を付加できます。

総合先進医療特約	先進医療への備え	女性疾病入院特約	女性特定疾病への備え
女性特定手術特約	女性特定手術への備え	特定生活習慣病保障特約	生活習慣病への備え
三大疾病一時金特約	三大疾病になったときの一時金への備え	入院一時金特約	入院一時金への備え
介護一時金特約	介護への備え	認知症介護一時金特約	認知症による介護への備え
就労所得保障一時金特約	働けなくなったときの一時金への備え	精神疾患保障一時金特約	精神疾患で働けなくなったときの備え
三大疾病保険料払込免除特約	三大疾病になったときの保険料への備え	健康祝金特則	支払条件に該当した場合、3年ごとに健康祝金が支払われます。

オプション

7~10ページ

医療保険 EVER Prime (以下、「EVER Prime」という)の保障内容について



医療保険
EVER Prime
 保険期間:終身
 入院給付金支払限度:60日型(120日型もあります)
 入院給付金日額:5,000円の場合
 外来手術増額特則:あり

●入院給付金日額は、5,000円(満40歳以上の方は3,000円)から20,000円の範囲で1,000円単位でお選びいただけます。

郵送によるお申込みの場合、三井住友銀行の店頭でのお申込みとは、お取扱いの内容が異なります。

⚠ ●支払事由の詳細、給付金などをお支払いできない場合、ご契約のお引受けの限度や条件など、詳細は23~58ページの「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。また、給付金をお支払いできない場合について、左記のほか、アフラックホームページをご確認ください。
 ●保障が始まる日(責任開始期)以後に「発病した病気」「発生した不慮の事故によるケガ」の保障となります。

		Aプラン		Bプラン		Cプラン		保険期間
医療保険 EVER Prime	主契約 医療保険(無解約払戻金2020)	入院	病気・ケガの治療を目的として入院したとき 1回の入院につき60日(120日型は120日)まで	疾病入院給付金 災害入院給付金	10日以内の場合 一律10日分 5万円	10日以内の場合 一律10日分 5万円	10日以内の場合 一律10日分 5万円	一生 生涯 保障
		手術	特定手術や外来・入院による手術を受けたとき 回数無制限 (一連の手術については14日間に1回を限度)	手術給付金 特定手術: がん(悪性新生物)に対する開頭・開胸・開腹手術や心臓への開胸術など 外来手術 入院手術 (特定手術を除く)	1回につき 20万円	1回につき 20万円	1回につき 20万円	
		放射線治療	病気・ケガの治療を目的として放射線治療を受けたとき 入院しなくても60日に1回を限度 回数無制限	放射線治療給付金	1回につき 5万円	1回につき 5万円	1回につき 5万円	
		通院	入院・手術・放射線治療の前後に、病気・ケガの治療を目的として通院したとき(往診を含む) 入院・外来手術・放射線治療前60日から、退院・外来手術・放射線治療後120日の間で30日まで	疾病通院給付金 災害通院給付金	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円	—	
三大疾病無制限入院特約	三大疾病(がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患)の治療を目的として疾病入院給付金・災害入院給付金の支払限度日数を超える入院をしたとき 日数無制限	三大疾病無制限入院給付金	1日につき 5,000円	—	—	—		
通院特約	通院特約(2020)	—	—	—	—	—	—	

オプション

右記の特約・特則を付加いただくことで保障を充実できます。

詳細は7~10ページへ

総合先進医療特約

女性専用
女性疾病入院特約

女性専用
女性特定手術特約

特定生活習慣病保障特約

三大疾病一時金特約

入院一時金特約

介護一時金特約

認知症介護一時金特約

就労所得保障一時金特約

精神疾患保障一時金特約

三大疾病保険料払込免除特約

健康祝金特則

●死亡保険金・高度障害保険金はありません。 ●特約・特則のみのお申込みはできません。 ●<三大疾病保険料払込免除特約>によっては5,000円となる場合があります。(がん保険は除く。)たとえば「未就学のお子さま」については入院給付金日額5,000円となる入院特約[2020]>を組み合わせた商品です。 ●「EVER Prime[Bプラン]」は、主契約<医療保険[無解約払戻金2020]>に<通院特約[2020]>を組み合わせた商品です。 ●「EVER Prime[Cプラン]」は、主契約<医療保険[無解約払戻金2020]>に中途付加することはできません。 ●入院給付金日額は、アフラックの基準により通算限度額を定めており、契約年齢、ご職業などにより異なります。 ●「EVER Prime[Aプラン]」は、主契約<医療保険[無解約払戻金2020]>に<通院特約[2020]><三大疾病無制限入院特約[2020]>を組み合わせた商品です。 ●「EVER Prime[Bプラン]」は、主契約<医療保険[無解約払戻金2020]>に<通院特約[2020]>を組み合わせた商品です。 ●「EVER Prime[Cプラン]」は、主契約<医療保険[無解約払戻金2020]>に

商品の特長
 保障内容について
 男性
 女性
 保険料表
 ご契約後のサービス・健康に不安のある方へ
 契約概要
 注意喚起情報
 その他重要事項
 Q&A

⚠️ <女性特定手術特約>の乳房に関する保障開始、および<三大疾病一時金特約><三大疾病保険料払込免除特約>のがん(悪性新生物)の保障開始には、3カ月の待ち期間(保障されない期間)があります。

●支払事由の詳細、給付金などをお支払いできない場合、ご契約のお引受けの限度や条件、先進医療など、詳細は23~58ページの「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。また、給付金をお支払いできない場合について、上記のほか、アフラックホームページをご確認ください。

●保障が始まる日(責任開始期)以後に「発病した病気」「発生した不慮の事故によるケガ」の保障となります。なお、<女性疾病入院特約>は保障が始まる日(責任開始期)以後に「発病した女性特定疾病」が保障の対象となります。

●特約・特則のみのお申込みはできません。

総合先進医療特約 **先進医療に備えておきたい方に**

総合先進医療特約	先進医療給付金	病気・ケガで先進医療を受けたとき	10年満期(自動更新)*
		1回につき 先進医療にかかる技術料のうち、 自己負担した金額と同額 (通算2,000万円まで)	

* 自動更新により、保障を継続することができます。自動更新については、[契約概要 P.39~40](#) をご確認ください。

女性疾病入院特約 **女性特定疾病に備えておきたい方に** **女性専用**

女性疾病入院特約	女性疾病入院給付金	女性特定疾病の治療を目的として入院したとき	終身
		1回の入院につき60日(120日型は120日)まで	
		1日につき	5,000円

女性特定手術特約 **女性特定手術に備えておきたい方に** **女性専用**

女性特定手術特約	女性特定手術給付金	病気・ケガの治療を目的として乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術を受けたとき	10年満期(自動更新)*
		1回につき 20万円	
	乳房再建給付金	女性特定手術給付金がお支払される乳房観血切除術を受けた後に乳房再建術を受けたとき	
		1回につき	50万円

* 自動更新により、保障を継続することができます。自動更新については、[契約概要 P.39~40](#) をご確認ください。

特定生活習慣病保障特約 **特定生活習慣病に備えておきたい方に**

特定生活習慣病保障特約	特定生活習慣病保障給付金	特定の生活習慣病(肝硬変、慢性膵炎、慢性腎不全または糖尿病の合併症)の入院・手術などを受けたとき	終身
		第1回:1回限り/第2回以降第5回まで:4回まで	
		第1回 50万円 第2回以降第5回まで 25万円	
		または 第1回 100万円 第2回以降第5回まで 50万円	

でご契約いただけます。

三大疾病一時金特約 **三大疾病の備えを充実させたい方に**

三大疾病一時金特約	三大疾病一時金	つぎのいずれかで所定の状態に該当したとき	終身
		●がん(悪性新生物) ●急性心筋梗塞・脳卒中 ●心疾患・脳血管疾患(急性心筋梗塞・脳卒中を除く)	
		1年1回を限度/回数無制限	
		1回につき	50万円 または 100万円 でご契約いただけます。

入院一時金特約 **入院時の諸費用に一時金を備えておきたい方に**

入院一時金特約	入院一時金	主契約の入院給付金がお支払される入院をしたとき	終身
		回数無制限*	
		1回の入院につき	入院給付金日額の 10倍 または 10万円 の いずれか小さい額 でご契約いただけます。

* 複数回入院した場合、それらの入院が1回の入院とみなされる場合は、1回分のみお支払いします。

介護一時金特約 **介護で発生する初期費用に備えておきたい方に**

介護一時金特約	介護一時金	つぎのいずれかに該当したとき	終身
		①要介護2以上と認定されたとき ②所定の要介護状態が180日以上継続したとき ③認知症による要介護状態が90日以上継続したとき	
		1回限り	50万円 または 100万円 でご契約いただけます。

認知症介護一時金特約 **認知症による介護で発生する初期費用に備えておきたい方に**

認知症介護一時金特約	認知症介護一時金	認知症による要介護状態が90日以上継続したとき	終身
		1回限り	50万円 または 100万円 でご契約いただけます。

就労所得保障一時金特約

働けなくなった場合の当面の生活費に備えておきたい方に

就労所得保障一時金特約	就労所得保障一時金	就労困難状態Aに該当し、その状態が60日継続したと医師によって診断されたとき ※詳細は、10ページ、 契約概要 P.33 をご確認ください。	保険期間 60歳満期 65歳満期 70歳満期
		1回限り 50万円 または 100万円 でご契約いただけます。	

⚠ <就労所得保障一時金特約>は、精神障害や妊娠・出産などにより就労困難状態Aに該当した場合はお支払いの対象とはなりません。

精神疾患保障一時金特約

所定の精神疾患で働けなくなった場合の当面の生活費に備えておきたい方に

精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金	所定の精神疾患を原因として 就労困難状態B に該当し、その状態が60日継続したと医師によって診断されたとき ※詳細は、10ページ、 契約概要 P.34 をご確認ください。	保険期間 60歳満期 65歳満期 70歳満期
		1回限り 50万円 または 100万円 でご契約いただけます。	

⚠ <精神疾患保障一時金特約>は、<就労所得保障一時金特約>と同時にお申込みいただく場合に限り付加できます。

三大疾病保険料払込免除特約

三大疾病になったときの保険料のお払込みが心配な方に

三大疾病保険料払込免除特約	保険料払込免除	保険料のお払込みが免除になる場合
		<ul style="list-style-type: none"> ●がん(悪性新生物)の場合:がんと診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の場合:治療を目的として手術または入院をしたとき ●心疾患・脳血管疾患(急性心筋梗塞・脳卒中を除く)の場合:治療を目的として手術または継続10日以上入院をしたとき <p>以後の保険料はいただきません。 (保障は継続します。)</p>

健康祝金特約

支払条件に該当した場合、3年ごとに健康祝金が支払われます

健康祝金特約	健康祝金	健康祝金支払判定期間*中に継続10日以上主契約の入院給付金のお支払いがなく、3年ごとの健康祝金支払基準日に生存しているとき				
		<table border="1"> <tr> <td>入院給付金日額 5,000円の場合</td> <td>3年ごとに</td> <td>2.5万円</td> </tr> <tr> <td>入院給付金日額 10,000円の場合</td> <td>3年ごとに</td> <td>5万円</td> </tr> </table>	入院給付金日額 5,000円の場合	3年ごとに	2.5万円	入院給付金日額 10,000円の場合
入院給付金日額 5,000円の場合	3年ごとに	2.5万円				
入院給付金日額 10,000円の場合	3年ごとに	5万円				

* 契約日または健康祝金支払基準日から、その直後に到来する健康祝金支払基準日の前日までの間のことをいいます。
※「健康祝金特約」を付加した場合、主契約の一部となるため、保険料払込期間は主契約と同一です。ただし、健康祝金のお支払いは最長で被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日までとなります。「健康祝金特約」の中途解約はできません。

就労所得保障一時金・精神疾患保障一時金の支払事由について

就労所得保障一時金は、**就労困難状態A**に該当し、その状態が60日継続した場合に支払われます。

お支払いの対象となる**就労困難状態A**とは、被保険者が病気またはケガなどにより、右記の**①入院**や**②在宅療養(a)(b)(c)**いずれかに該当する状態をいいます。被保険者が**就労困難状態A**に該当したか否かはアフラック所定の診断書などを用いて医師が証明した内容を確認して判断します。**それまでに従事していた仕事ができるかどうかで判断するものではありません。**

- ①入院**
医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、つねに医師の管理下において治療に専念すること
- ②在宅療養**
(a) 医師による治療が継続しており、かつ日本国内にある自宅など(障害者支援施設などを含みます)で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念し、自宅などからの外出が困難な状態
⚠ 病院への通院など必要最低限の外出を除き、医師により活動範囲が自宅などに制限されている状態となります。それまで従事していた仕事ができなくても、医師による治療が終了している場合や医学的にみて自宅などからの外出が可能である場合には、お支払いの対象になりません。
(b) 所定の特定障害状態に該当した状態
※特定障害状態とは、国民年金法で定める障害等級1級または2級に相当する状態としてアフラックが定めた状態をいいます。
(c) 国民年金法で定める障害等級1級または2級に認定された状態

※精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます。

⚠ **お支払いできない例** 男性 53歳(受傷時) 職業:会社員(営業)

転倒により右足を骨折し、30日間入院。退院後も、ギプスで右足を固定しており、受傷後60日を超えてもギプスが外れず、営業の仕事に復帰できませんでした。しかし松葉杖を使えば外出でき、通院以外の目的でも日常的に外出が可能な状態でした。



上記の例における退院後の期間は**就労困難状態A**には該当しないため、お支払いの対象にはなりません。

精神疾患保障一時金は、所定の精神疾患を原因として**就労困難状態B**に該当し、その状態が60日継続した場合に支払われます。

お支払いの対象となる**就労困難状態B**とは、被保険者が所定の精神疾患により、右記の**①②③**いずれかに該当する状態をいいます。被保険者が**就労困難状態B**に該当したか否かはアフラック所定の診断書などを用いて医師が証明した内容を確認して判断します。**それまでに従事していた仕事ができるかどうかで判断するものではありません。**

- ①入院**
医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、つねに医師の管理下において治療に専念すること
- ②国民年金法で定める障害等級1級または2級に認定された状態**
- ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める障害等級1級または2級に認定された状態**



入院給付金日額：5,000円
入院給付金支払限度：60日型
外来手術増額特約：あり

- 契約日が2021年1月18日以降の保険契約に適用される保険料率(口座振替料率)になります。(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります。)
●保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)によります。
●郵送によるお申込みの場合、三井住友銀行の店頭でのお申込みとは、お取扱いの内容が異なります。

- 保険料のお払込方法については「契約概要 P.39~40」をご確認ください。
●オプションをご希望の場合は、プランの保険料にオプションの保険料を追加してください。
●健康状態によっては、記載の保険料と異なる割増した保険料でお引受けする場合があります。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。

⚠ 下記以外の保険料などについては、三井住友銀行保険専用ダイヤル(0120-628-770)までお問い合わせください。ご契約をお引受けする限度や条件および保険料に関する内容については、23~46ページ「契約概要」をご確認ください。

保険期間・保険料払込期間：終身 (ただし、<総合先進医療特約>は10年、<就労所得保障一時金特約><精神疾患保障一時金特約>は60歳)

三大疾病保険料払込免除特約 あり

Table with columns for Plan (A, B, C), Option, and Age. Rows show monthly premiums for various ages from 0 to 85. Includes a red cross icon in the middle.

* <精神疾患保障一時金特約>は、<就労所得保障一時金特約>と同時に申込みいただく場合に限り付加できます。

⚠ 保険料についてご確認いただきたいこと <総合先進医療特約>は10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日時点の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。

商品の特長
保障内容について
男性
女性
健康に不安のある方へ
契約概要
注意喚起情報
その他重要事項
Q&A



入院給付金日額：5,000円
入院給付金支払限度：60日型
外来手術増額特則：あり

- 契約日が2021年1月18日以降の保険契約に適用される保険料率(口座振替料率)になります。(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります。)
●保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)によります。
●郵送によるお申込みの場合、三井住友銀行の店頭でのお申込みとは、お取扱いの内容が異なります。

- 保険料のお払込方法については「契約概要 P.39~40」をご確認ください。
●オプションをご希望の場合は、プランの保険料にオプションの保険料を追加してください。
●健康状態によっては、記載の保険料と異なる割増した保険料でお引受けする場合があります。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。

下記以外の保険料などについては、三井住友銀行保険専用ダイヤル(0120-628-770)までお問い合わせください。ご契約をお引受けする限度や条件および保険料に関する内容については、23~46ページ「契約概要」をご確認ください。

保険期間・保険料払込期間：終身(ただし、<総合先進医療特約>は10年、<就労所得保障一時金特約><精神疾患保障一時金特約>は60歳)

三大疾病保険料払込免除特約 なし

Table with columns for age (0-85), Plan A (Health Benefit Special None/With), Plan B (Health Benefit Special None/With), and Plan C (Health Benefit Special None/With). It lists monthly premiums for each scenario.



Table titled 'オプション' (Options) with columns for Comprehensive Advanced Medical, Specific Lifestyle Habits, Major Diseases, Hospitalization, Care, Dementia, Employment Income, and Mental Health. It lists special payment amounts for various options.

* <精神疾患保障一時金特約>は、<就労所得保障一時金特約>と同時に申込みいただく場合に限り付加できます。

保険料についてご確認いただきたいこと <総合先進医療特約>は10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日時点の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。

商品の特長
保障内容について
男性
女性
ご契約後のサービスへ
健康に不安のある方へ
契約概要
注意喚起情報
その他重要事項
Q&A

月払保険料表(個別取扱)

入院給付金日額：5,000円
入院給付金支払限度：60日型
外来手術増額特約：あり

- 契約日が2021年1月18日以降の保険契約に適用される保険料率(口座振替料率)になります。(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります。)
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)によります。
- 郵送によるお申込みの場合、三井住友銀行の店頭でのお申込みとは、お取扱いの内容が異なります。

- 保険料のお払込方法については **契約概要 P.39~40** をご確認ください。
- オプションをご希望の場合は、プランの保険料にオプションの保険料を追加してください。
- 健康状態によっては、記載の保険料と異なる割増した保険料でお引受けする場合があります。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。

⚠ 下記以外の保険料などについては、三井住友銀行 保険専用ダイヤル(0120-628-770)までお問い合わせください。ご契約をお引受けする限度や条件および保険料に関する内容については、23~46ページ「契約概要」をご確認ください。

保険期間・保険料払込期間：終身 (ただし、<総合先進医療特約> <女性特定手術特約> は10年、<就労所得保障一時金特約> <精神疾患保障一時金特約> は60歳)

三大疾病保険料払込免除特約 **あり**

契約日の満年齢	医療保険 EVER Prime						オプション									
	Aプラン		Bプラン		Cプラン		総合先進医療特約	女性疾病入院特約	女性特定手術特約	特定生活習慣病保障特約	三大疾病一時金特約	入院一時金特約	介護一時金特約	認知症介護一時金特約	就労所得保障一時金特約	精神疾患保障一時金特約*
	健康祝金特約なし	健康祝金特約あり	健康祝金特約なし	健康祝金特約あり	健康祝金特約なし	健康祝金特約あり										
0歳	1,350円	2,040円	1,265円	1,955円	935円	1,625円	102円	190円	—	105円	505円	390円	—	—	—	—
1	1,385	2,075	1,300	1,990	965	1,655	102	195	—	105	520	395	—	—	—	—
2	1,410	2,100	1,320	2,010	980	1,670	102	200	—	105	535	400	—	—	—	—
3	1,440	2,135	1,350	2,045	1,000	1,695	102	205	—	110	555	410	—	—	—	—
4	1,485	2,175	1,390	2,080	1,035	1,725	102	210	—	110	570	415	—	—	—	—
5	1,515	2,210	1,420	2,115	1,055	1,750	102	215	—	115	585	425	—	—	—	—
6	1,555	2,250	1,455	2,150	1,080	1,775	102	225	—	115	605	430	—	—	—	—
7	1,600	2,295	1,495	2,190	1,110	1,805	102	230	—	120	625	440	—	—	—	—
8	1,625	2,320	1,520	2,215	1,130	1,825	102	235	—	120	645	450	—	—	—	—
9	1,660	2,355	1,550	2,245	1,150	1,845	102	245	—	125	665	460	—	—	—	—
10	1,720	2,415	1,610	2,305	1,195	1,890	102	250	—	125	685	465	—	—	—	—
11	1,755	2,455	1,640	2,340	1,215	1,915	102	260	—	130	705	480	—	—	—	—
12	1,800	2,500	1,680	2,380	1,245	1,945	102	270	—	130	730	490	—	—	—	—
13	1,855	2,555	1,730	2,430	1,285	1,985	102	275	—	135	755	495	—	—	—	—
14	1,900	2,600	1,775	2,475	1,315	2,015	102	285	—	140	780	510	—	—	—	—
15	1,955	2,660	1,825	2,530	1,355	2,060	103	295	101円	140	805	520	—	—	—	—
16	2,005	2,705	1,870	2,570	1,385	2,085	103	305	104	145	825	535	—	—	—	—
17	2,055	2,760	1,915	2,620	1,420	2,125	103	315	109	150	855	545	—	—	—	—
18	2,110	2,815	1,965	2,670	1,460	2,165	103	325	114	150	885	560	335円	235円	820円	200円
19	2,165	2,870	2,015	2,720	1,500	2,205	103	335	121	155	920	570	345	245	840	200
20	2,230	2,940	2,075	2,785	1,545	2,255	103	345	128	160	950	585	355	250	865	200
21	2,285	2,995	2,125	2,835	1,580	2,290	104	355	137	165	980	600	365	260	890	200
22	2,350	3,060	2,185	2,895	1,625	2,335	104	365	146	165	1,015	610	375	270	920	200
23	2,400	3,110	2,235	2,945	1,660	2,370	104	375	157	170	1,045	625	390	280	950	205
24	2,470	3,185	2,300	3,015	1,705	2,420	104	385	167	175	1,080	640	400	285	980	205
25	2,540	3,255	2,365	3,080	1,755	2,470	104	390	179	180	1,120	650	410	295	1,000	205
26	2,600	3,315	2,415	3,130	1,790	2,505	105	400	192	185	1,150	660	425	305	1,025	205
27	2,660	3,380	2,470	3,190	1,825	2,545	105	405	205	190	1,195	670	440	315	1,040	205
28	2,725	3,445	2,530	3,250	1,865	2,585	106	410	219	195	1,235	680	455	330	1,050	210
29	2,785	3,510	2,580	3,305	1,900	2,625	106	410	236	205	1,280	690	470	340	1,060	210
30	2,840	3,570	2,630	3,360	1,930	2,660	107	415	257	210	1,325	695	485	355	1,070	210
31	2,900	3,625	2,680	3,405	1,965	2,690	107	415	282	215	1,375	715	495	365	1,080	210
32	2,975	3,705	2,745	3,475	2,010	2,740	108	415	310	225	1,420	730	515	380	1,090	215
33	3,030	3,765	2,790	3,525	2,035	2,770	109	415	344	230	1,470	750	530	395	1,100	215
34	3,105	3,840	2,855	3,590	2,080	2,815	109	415	379	240	1,515	765	550	410	1,105	215
35	3,165	3,905	2,905	3,645	2,110	2,850	110	415	418	250	1,570	785	570	425	1,115	215
36	3,245	3,985	2,975	3,715	2,160	2,900	111	415	454	255	1,620	805	590	440	1,125	215
37	3,310	4,050	3,030	3,770	2,200	2,940	112	420	492	265	1,675	825	615	460	1,130	220
38	3,390	4,135	3,100	3,845	2,245	2,990	113	425	531	275	1,730	850	635	480	1,140	220
39	3,475	4,225	3,170	3,920	2,295	3,045	114	430	563	285	1,790	875	660	495	1,150	220
40	3,565	4,310	3,250	3,995	2,350	3,095	114	435	587	295	1,840	905	685	515	1,165	225
41	3,700	4,445	3,370	4,115	2,445	3,190	115	445	603	310	1,940	940	715	535	1,185	225
42	3,830	4,580	3,485	4,235	2,535	3,285	116	450	610	320	2,045	975	740	555	1,215	230
43	3,965	4,710	3,610	4,355	2,635	3,380	117	465	609	330	2,150	1,015	770	580	1,255	230
44	4,105	4,855	3,735	4,485	2,735	3,485	117	475	602	340	2,260	1,055	800	605	1,290	235
45	4,265	5,015	3,875	4,625	2,850	3,600	118	485	590	355	2,370	1,100	830	630	1,325	235
46	4,455	5,200	4,050	4,795	2,970	3,715	118	495	572	365	2,480	1,145	860	660	1,340	235
47	4,655	5,400	4,235	4,980	3,095	3,840	119	505	549	375	2,600	1,190	900	690	1,355	235
48	4,855	5,605	4,415	5,165	3,220	3,970	119	520	519	390	2,720	1,240	935	720	1,375	240
49	5,090	5,830	4,630	5,370	3,365	4,105	119	535	493	400	2,840	1,295	975	755	1,395	240
50	5,325	6,065	4,845	5,585	3,510	4,250	120	550	472	415	2,970	1,355	1,020	790	1,425	240
51	5,555	6,300	5,060	5,805	3,675	4,420	120	565	470	425	3,075	1,395	1,065	820	1,455	240
52	5,795	6,525	5,275	6,005	3,840	4,570	121	585	472	440	3,185	1,435	1,115	860	1,495	240
53	6,060	6,795	5,515	6,250	4,030	4,765	121	600	479	455	3,300	1,475	1,160	905	1,555	245
54	6,330	7,070	5,760	6,500	4,220	4,960	122	620	489	470	3,425	1,515	1,215	950	1,625	250
55	6,615	7,340	6,020	6,745	4,420	5,145	123	640	485	485	3,550	1,565	1,275	1,000	1,715	260
56	6,930	7,660	6,305	7,035	4,645	5,375	123	665	515	495	3,685	1,615	1,340	1,055	—	—
57	7,265	7,995	6,610	7,340	4,880	5,610	124	685	534	510	3,830	1,665	1,410	1,110	—	—
58	7,620	8,335	6,930	7,645	5,135	5,850	125	710	557	530	3,980	1,720	1,480	1,165	—	—
59	8,010	8,730	7,285	8,005	5,420	6,140	126	735	581	545	4,140	1,775	1,555	1,235	—	—
60	8,410	9,130	7,645	8,365	5,705	6,425	126	760	608	560	4,310	1,830	1,645	1,305	—	—
61	8,800	9,500	7,995	8,695	6,000	6,700	127	785	604	580	4,485	1,890	1,745	1,385	—	—
62	9,215	9,920	8,375	9,080	6,320	7,025	128	815	599	595	4,670	1,955	1,845	1,470	—	—
63	9,680	10,390	8,790	9,500	6,675	7,385	129	840	593	615	4,870	2,025	1,965	1,560	—	—
64	10,150	10,835	9,210	9,895	7,040	7,725	130	870	587	635	5,075	2,095	2,090	1,660	—	—
65	10,660	11,350	9,665	10,355	7,435	8,125	131	900	579	655	5,285	2,160	2,225	1,770	—	—
66	11,040	11,730	9,990	10,680	7,700	8,390	131	935	570	675	5,505	2,235	2,390	1,885	—	—
67	11,435	12,095	10,325	10,985	7,970	8,630	132	970	560	695	5,740	2,315	2,570	2,015	—	—
68	11,860	12,525	10,690	11,355	8,270	8,935	133	1,005	549	715	5,980	2,395	2,775	2,150	—	—
69	12,285	12,950	11,040	11,705	8,565	9,230	133	1,040	536	740	6,230	2,475	2,995	2,310	—	—
70	12,725	13,355	11,405	12,035	8,870	9,500	134	1,080	523	760	6,490	2,560	3,240	2,480	—	—
71	13,185	13,815	11,780	12,410	9,185	9,815	134	1,120	—	785	6,760	2,650	3,485	2,670	—	—
72	13,655	14,290	12,165	12,800	9,510	10,145	135	1,160	—	805	7,050	2,740	3,765	2,875		

月払保険料表(個別取扱)

入院給付金日額：5,000円
入院給付金支払限度：60日型
外来手術増額特別：あり

●契約日が2021年1月18日以降の保険契約に適用される保険料率(口座振替料率)になります。(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)
●保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)によります。
●郵送によるお申込みの場合、三井住友銀行の店頭でのお申込みとは、お取扱いの内容が異なります。

●保険料のお払込方法については **契約概要 P.39~40** をご確認ください。
●オプションをご希望の場合は、プランの保険料にオプションの保険料を追加してください。
●健康状態によっては、記載の保険料と異なる割増した保険料でお引受けする場合があります。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。

⚠ 下記以外の保険料などについては、三井住友銀行 保険専用ダイヤル(0120-628-770)までお問い合わせください。ご契約をお引受けする限度や条件および保険料に関する内容については、23~46ページ「契約概要」をご確認ください。

保険期間・保険料払込期間：終身 (ただし、<総合先進医療特約> <女性特定手術特約> は10年、<就労所得保障一時金特約> <精神疾患保障一時金特約> は60歳)

三大疾病保険料払込免除特約 **なし**

契約日の満年齢	医療保険 EVER Prime					
	Aプラン		Bプラン		Cプラン	
	健康祝金特則なし	健康祝金特則あり	健康祝金特則なし	健康祝金特則あり	健康祝金特則なし	健康祝金特則あり
0歳	1,240円	1,885円	1,160円	1,805円	860円	1,505円
1	1,260	1,905	1,180	1,825	875	1,520
2	1,285	1,930	1,205	1,850	895	1,540
3	1,310	1,955	1,225	1,870	905	1,550
4	1,330	1,970	1,245	1,885	920	1,560
5	1,365	2,005	1,275	1,915	945	1,585
6	1,390	2,030	1,300	1,940	965	1,605
7	1,420	2,060	1,325	1,965	980	1,620
8	1,455	2,095	1,360	2,000	1,010	1,650
9	1,485	2,125	1,385	2,025	1,025	1,665
10	1,525	2,160	1,425	2,060	1,055	1,690
11	1,555	2,190	1,450	2,085	1,075	1,710
12	1,595	2,230	1,490	2,125	1,105	1,740
13	1,630	2,260	1,520	2,150	1,125	1,755
14	1,665	2,295	1,555	2,185	1,150	1,780
15	1,710	2,340	1,595	2,225	1,180	1,810
16	1,750	2,380	1,630	2,260	1,205	1,835
17	1,785	2,415	1,665	2,295	1,235	1,865
18	1,830	2,460	1,705	2,335	1,265	1,895
19	1,875	2,500	1,745	2,370	1,295	1,920
20	1,905	2,530	1,775	2,400	1,315	1,940
21	1,960	2,585	1,825	2,450	1,355	1,980
22	2,000	2,620	1,860	2,480	1,375	1,995
23	2,040	2,660	1,895	2,515	1,400	2,020
24	2,080	2,700	1,930	2,550	1,430	2,050
25	2,130	2,745	1,975	2,590	1,460	2,075
26	2,175	2,790	2,015	2,630	1,490	2,105
27	2,210	2,830	2,045	2,665	1,505	2,125
28	2,240	2,855	2,075	2,690	1,525	2,140
29	2,290	2,905	2,120	2,735	1,560	2,175
30	2,320	2,935	2,145	2,760	1,570	2,185
31	2,355	2,965	2,175	2,785	1,590	2,200
32	2,400	3,010	2,215	2,825	1,615	2,225
33	2,435	3,045	2,240	2,850	1,630	2,240
34	2,480	3,085	2,280	2,885	1,660	2,265
35	2,520	3,130	2,315	2,925	1,680	2,290
36	2,555	3,165	2,340	2,950	1,695	2,305
37	2,610	3,215	2,390	2,995	1,730	2,335
38	2,660	3,265	2,430	3,035	1,755	2,360
39	2,710	3,315	2,470	3,075	1,780	2,385
40	2,765	3,365	2,520	3,120	1,815	2,415
41	2,840	3,440	2,585	3,185	1,865	2,465
42	2,930	3,530	2,665	3,265	1,930	2,530
43	3,030	3,620	2,755	3,345	2,005	2,595
44	3,130	3,720	2,845	3,435	2,080	2,670
45	3,240	3,830	2,945	3,535	2,160	2,750
46	3,375	3,960	3,065	3,650	2,245	2,830
47	3,500	4,085	3,180	3,765	2,320	2,905
48	3,645	4,230	3,310	3,895	2,405	2,990
49	3,800	4,375	3,455	4,030	2,505	3,080
50	3,960	4,535	3,600	4,175	2,600	3,175
51	4,125	4,700	3,750	4,325	2,715	3,290
52	4,280	4,845	3,890	4,455	2,825	3,390
53	4,455	5,020	4,045	4,610	2,945	3,510
54	4,640	5,205	4,215	4,780	3,075	3,640
55	4,845	5,400	4,400	4,955	3,225	3,780
56	5,045	5,600	4,580	5,135	3,365	3,920
57	5,260	5,815	4,775	5,330	3,520	4,075
58	5,495	6,035	4,990	5,530	3,690	4,230
59	5,745	6,285	5,215	5,755	3,870	4,410
60	6,010	6,550	5,455	5,995	4,060	4,600
61	6,245	6,770	5,665	6,190	4,240	4,765
62	6,535	7,060	5,925	6,450	4,465	4,990
63	6,810	7,335	6,170	6,695	4,675	5,200
64	7,120	7,625	6,445	6,950	4,915	5,420
65	7,435	7,940	6,725	7,230	5,160	5,665
66	7,680	8,185	6,930	7,435	5,325	5,830
67	7,945	8,435	7,155	7,645	5,510	6,000
68	8,205	8,695	7,375	7,865	5,695	6,185
69	8,480	8,970	7,600	8,090	5,880	6,370
70	8,770	9,235	7,840	8,305	6,080	6,545
71	9,075	9,540	8,085	8,550	6,290	6,755
72	9,380	9,845	8,330	8,795	6,505	6,970
73	9,690	10,120	8,570	9,000	6,710	7,140
74	10,035	10,470	8,850	9,285	6,955	7,390
75	10,385	10,820	9,115	9,550	7,185	7,620
76	10,755	11,145	9,395	9,785	7,430	7,820
77	11,150	11,545	9,690	10,085	7,690	8,085
78	11,570	11,965	10,005	10,400	7,970	8,365
79	12,015	12,355	10,325	10,665	8,255	8,595
80	12,500	12,845	10,670	11,015	8,560	8,905
81	13,025	13,370	11,025	11,370	8,885	9,230
82	13,605	13,875	11,415	11,685	9,235	9,505
83	14,265	14,540	11,845	12,120	9,625	9,900
84	14,945	15,225	12,285	12,565	10,020	10,300
85	15,680	15,850	12,765	12,935	10,450	10,620



オプション									
総合先進医療特約	女性疾病入院特約	女性特定手術特約	特定生活習慣病保障特約	三大疾病一時金特約	入院一時金特約	介護一時金特約	認知症介護一時金特約	就労所得保障一時金特約	精神疾患保障一時金特約*
特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合	特約給付金額50万円の場合
99円	175円	—	95円	455円	360円	—	—	—	—
99	175	—	95	470	365	—	—	—	—
99	180	—	100	480	370	—	—	—	—
99	185	—	100	495	375	—	—	—	—
99	190	—	100	505	380	—	—	—	—
99	195	—	105	515	390	—	—	—	—
99	200	—	105	530	395	—	—	—	—
99	205	—	105	545	400	—	—	—	—
99	215	—	110	560	405	—	—	—	—
99	220	—	110	575	415	—	—	—	—
99	225	—	110	595	420	—	—	—	—
99	230	—	115	610	430	—	—	—	—
99	240	—	115	630	440	—	—	—	—
99	245	—	120	645	445	—	—	—	—
99	250	—	120	665	455	—	—	—	—
99	260	98円	125	685	465	—	—	—	—
99	265	100	125	705	475	—	—	—	—
99	275	104	130	725	485	—	—	—	—
99	280	109	130	750	495	285円	195円	760円	185円
99	290	115	135	770	505	295	200	780	185
99	300	121	140	795	510	300	205	805	185
99	305	129	140	815	520	310	215	820	185
99	315	138	145	835	530	320	220	845	185
99	320	148	150	860	535	325	225	875	185
99	325	158	150	885	545	335	230	900	185
99	330	168	155	910	555	345	240	920	185
99	335	179	160	935	560	355	245	940	190
99	340	190	165	965	565	365	255	950	190
99	340	202	165	990	570	375	260	960	190
99	340	217	165	1,020	575	385	270	965	190
99	340	234	170	1,050	580	395	280	975	190
99	340	256	175	1,080	590	410	285	980	190
99	340	283	180	1,115	600	420	295	990	190
99	335	312	185	1,145	610	435	305	995	190
99	335	345	190	1,175	620	445	315	1,000	195
99	330	380	200	1,205	635	460	325	1,010	195
99	330	413	205	1,240	645	475	340	1,010	195
99	330	447	210	1,275	660	490	350	1,015	195
99	335	484	215	1,310	680	500	365	1,025	195
99	335	512	225	1,345	695	520	375	1,035	195
99	340	534	230	1,380	715	535	390	1,045	200
99	340	548	240	1,450	735	555	405	1,070	200
99	350	554	245	1,515	760	575	420	1,095	205
99	355	551	255	1,590	785	595	435	1,130	205
99	360	543	260	1,665	815	620	455	1,155	210
99	370	530	270	1,745	840	640	470	1,190	210
99	375	512	275	1,815	870	665	490	1,205	215
99	385	490	285	1,900	905	695	505	1,225	215
99	395	461	295	1,985	940	720	530	1,245	215
99	405	436	300	2,070	980	750	550	1,270	215
99	415	415	310	2,160	1,020	780	575	1,305	220
99	425	412	320	2,230	1,045	815	605	1,335	220
99	435	412	330	2,305	1,070	845	630	1,380	220
99	450	417	340	2,385	1,100	885	660	1,440	225
99	460	424	350	2,465	1,130	925	690	1,510	230
99	475	432	360	2,545	1,155	965	725	1,595	240
99	490	444	370	2,635	1,185	1,010	765	—	—
99	500	459	380	2,735	1,220	1,060	805	—	—
99	515	479	390	2,830	1,255	1,115</			



健康や医療・介護に関する相談、病気やケガをしたとき
の不安や悩みなどを幅広くサポートします。

健康や医療に関する相談をしたい

専門のお医者さんを探したい

医師の紹介およびセカンドオピニオン受診費用*2 **無料**

*2 検査や治療などにかかる費用はご利用者さま負担
提供: (株)法研

【ご利用できる方】 被保険者さま

こころの悩みについて相談したい

相談料*4・通話料 **無料**

*4 医師との面談にかかる費用はご利用者さま負担
提供: (株)保健同人社

【ご利用できる方】 被保険者さま

介護に関する相談をしたい

相談料・通話料*6 **無料**

*6 携帯電話の場合は通話料がかかります
提供: (株)ウェルネス医療情報センター

【ご利用できる方】 ご契約者さまとご家族

オンライン医療相談 サービス

相談料 **無料**

提供: (株)メディカルノート

【ご利用できる方】 ご契約者さま

専門医を中心とした医療チームに、病気や身体に関するさまざまな悩みを月10回まで無料でご相談いただけます。一つのご相談に対しては**何度でも追加質問**ができますので、納得のいくまでご相談が可能です。
※法人契約の場合や、ご契約を解約した場合は、本サービスはご利用いただけません。

24時間健康電話相談 サービス

相談料・通話料*1 **無料**

*1 携帯電話の場合は通話料がかかります
提供: (株)ウェルネス医療情報センター

【ご利用できる方】 ご契約者さまと そのご家族

健康や医療に関するご相談に看護師などの医療専門スタッフ(医師を除く)が、**24時間365日**お電話でお応えします。

セカンドオピニオン サービス

ベストドクターズ®・サービス

優秀な医師*3の紹介を受け、**診断や治療方針・方法**などについてのセカンドオピニオンを求めることができます。

治療を目的とした 専門医紹介サービス

ベストドクターズ・サービス

医師同士の相互評価で一定の評価を得た**優秀な医師***3をご紹介します。

Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc. の商標です。 *3 登録されている医師は約6,500名(2020年3月現在)

メンタルヘルス 電話相談サービス

こころの悩みや不安に対するご相談に**医師や心理専門相談員**がお電話でお応えします。

メンタルヘルス 面談サービス

全国約180カ所*5の提携機関にて、**医師や心理専門相談員**による面談をご利用できます。

※心理専門相談員への相談は1年間に5回まで無料*4です。6回目以降は有料となります。(4月1日~翌年3月31日までの期間を1年間とします。)

*5 2020年8月現在

介護 電話相談サービス

公的介護保険の詳細や**ホームヘルパーの依頼先**など、介護に関するご相談に専門スタッフが**お応え**します。

ダックの医療相談サポートに関する注意事項

- これらのサービスは、(株)メディカルノート、(株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研、(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- 対象の医療保険のご契約が有効である場合にご利用いただけます。対象の医療保険のご契約が終了している場合、または失効中の場合はご利用いただけません。

- これらのサービスは2021年1月18日現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- その他ご利用にあたっての諸条件などにつきましては、アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/iryosoudansupport.html>をご確認ください。

「医療保険 EVER Prime」は、健康に不安がある方もお申込みいただける医療保険です。

「特別保険料率に関する特則」は満20歳から満85歳まで付加いただけます。
※契約内容により異なります。

このような理由で「医療保険に入れない」と思っていないませんか？


- 持病・既往症がある
- 以前、入院・手術をしたことがある
- 現在、病気で通院し、薬も飲んでいる

「医療保険 EVER Prime」は健康に不安があり医療保険の加入をあきらめていた方もお引受けできる場合があります。

<お引受けの条件>

- 一部の身体の部位や病気、状態を保障しない*1
- 保険料の割増し*2

*1 「特別条件特則」を付加してお引受けする場合
*2 「特別保険料率に関する特則」を付加してお引受けする場合



たとえば

このような方もお引受けできる場合があります。

割増された保険料をお払いいただく「特別保険料率に関する特則」を付加して、ご契約をお引受けできる場合があります。ただし、被保険者が満20歳未満の場合、「特別保険料率に関する特則」は付加できません。

糖尿病で治療中の方（2年以内の入院や合併症がない場合）

慢性気管支炎をお持ちの方（2年以内の入院がない場合）

C型肝炎で通院中の方（2年以内の入院がない場合）

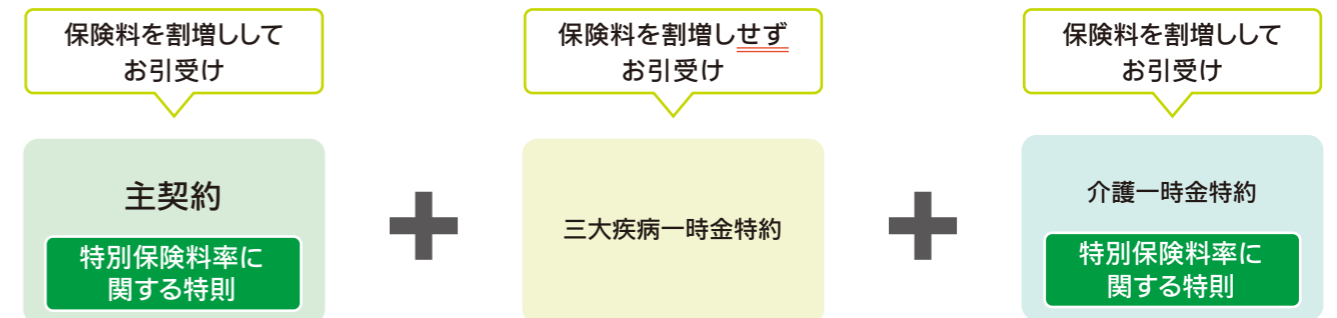


※上記のお引受けの可能性のある例について、2年以内の入院や合併症などがない場合でも、入院歴や診療状況などによっては、お引受けできない場合があります。

※上記の例は、2021年1月18日現在のものであり、「特別保険料率に関する特則」を付加してご契約いただける条件は、今後変更となる可能性があります。

お客様の健康状態にあわせて、主契約・特約ごとに合理的な保険料を設定します。

<ご契約例>



※「特別保険料率に関する特則」が付加可能な特約については、「契約概要 02 契約内容（保険期間、保険料払込期間など）P.26～28」をご確認ください。

※「特別保険料率に関する特則」が付加される場合、お申込みの際にご確認いただいた保険料合計額とご契約いただく保険料合計額は異なる場合があります。

お手続きについて

「特別条件特則」や「特別保険料率に関する特則」が付加されたご契約をお引受けする場合、お申込み後にアフラックからお手続きのご案内をお送りし、お申込みのご意向を確認させていただきます。ご案内の内容やお手続きなどの詳細については、アフラックへお問い合わせください。



- 現在入院中の方、入院・手術をすすまれている方はご契約をお申込みいただけません。
 - 健康状態・今までの病歴・ご職業・すでにご契約されているアフラックの保険との通算などにより、ご契約をお引受けできない場合があります。
- ※詳細は23～46ページの「契約概要」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

契約概要

1

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

特長
2

プランや保険料払込期間などをお選びいただけます。

プラン名	保険料払込期間	保険料払込方法
Aプラン	終身払	月払
Bプラン	60歳払済	半年払
Cプラン	65歳払済	年払

- ▶▶ 保険料払込期間について、詳細は **02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)** [P.26~28] をご確認ください。
- ▶▶ 保険料払込方法について、詳細は **05 保険料のお払込方法・特約の更新など** [P.39~40] をご確認ください。

特長
3

ニーズにあわせて特約・特則を付加できます。

お選びいただいたプランに下記の特約・特則を付加して、保障を充実させることができます。





総合先進医療特約[2012]	先進医療を受けたとき、給付金をお支払いします。
女性疾病入院特約[2020]	女性特定疾病により入院したとき、給付金をお支払いします。
女性特定手術特約	女性特定手術を受けたとき、給付金をお支払いします。
特定生活習慣病保障特約	特定の生活習慣病で入院・手術などを受けたとき、給付金をお支払いします。
三大疾病一時金特約[2020]	三大疾病 用語 で所定の状態に該当したとき、一時金をお支払いします。(1年に1回を限度、回数無制限)
入院一時金特約[2020]	主契約の疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる入院をしたとき、給付金をお支払いします。
介護一時金特約	所定の要介護状態に該当したとき、一時金をお支払いします。
認知症介護一時金特約	認知症による所定の要介護状態に該当したとき、一時金をお支払いします。
就労所得保障一時金特約	病気・ケガで、所定の就労困難状態に該当したとき、一時金をお支払いします。
精神疾患保障一時金特約	所定の精神疾患で、所定の就労困難状態に該当したとき、一時金をお支払いします。
三大疾病保険料払込免除特約[2020]	三大疾病で所定の状態に該当したとき、以後の保険料のお払込みを免除します。
健康祝金特則	健康祝金支払判定期間中に所定の条件に該当したとき、健康祝金をお支払いします。

もくじ

P.23~46

01 「医療保険 EVER Prime」の特長・しくみ	23
02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)	26
03 給付金のお支払いなど	29
04 契約者配当金・解約払戻金・払戻金	38
05 保険料のお払込方法・特約の更新など	39
06 保険料お払込みの流れ	41
07 保険料に関する留意事項	44
08 お引受けの条件	45

契約概要で使用するマークについて

	お客さまにとって不利益となる事項を含む、特にご確認いただきたいポイントを記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語などについて記載しています。

01 「医療保険 EVER Prime」の特長・しくみ

特長
1

病気(がんを含む)・ケガを一生涯保障します。

病気(がんを含む)・ケガによる入院や手術、放射線治療の給付金をお支払いします。
日帰り入院 **用語** など短期の入院や、入院・外来手術・放射線治療前後の通院* についても給付金をお支払いします。
 * Aプラン・Bプランの場合

用語

- 「日帰り入院」とは 入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

次ページへ続く▶

用語

- 「三大疾病」とは がん(悪性新生物)、心疾患、脳血管疾患をいいます。

しくみ

「医療保険 EVER Prime」(以下「EVER Prime」という)に付加できる特約の一部の保障開始には、所定の **待ち期間** があります。

- ▶▶ **待ち期間** について、詳細は **注意喚起情報 P.50** をご確認ください。
- ▶▶ **自動更新** について、詳細は **05 保険料のお払込方法・特約の更新など P.39~40** をご確認ください。

プランをお選びいただけます

主契約・特約・特約名称	給付金など	EVER Prime			保険期間
		Aプラン	Bプラン	Cプラン	
主契約 医療保険 〔無解約払戻金2020〕	疾病入院給付金 災害入院給付金 手術給付金*1 放射線治療給付金	●	●	●	終身
通院特約 〔2020〕	疾病通院給付金 災害通院給付金	●	●	—	終身
三大疾病無制限入院特約 〔2020〕	三大疾病 無制限入院給付金	●	—	—	終身

プラス ニーズにあわせて特約・特約を付加できます

総合先進医療特約 〔2012〕	先進医療給付金	付加できます	10年満期 自動更新
女性疾病入院特約 〔2020〕	女性疾病入院給付金	付加できます	終身
女性特定手術特約	女性特定手術給付金 乳房再建給付金	付加できます	乳房に関する保障 待ち期間 10年満期 自動更新
特定生活習慣病保障特約	特定生活習慣病 保障給付金	付加できます	終身
三大疾病一時金特約 〔2020〕	三大疾病一時金	付加できます	がんの保障 待ち期間 終身
入院一時金特約 〔2020〕	入院一時金	付加できます	終身
介護一時金特約	介護一時金	付加できます	終身
認知症介護一時金特約	認知症介護一時金	付加できます	終身
就労所得保障一時金特約	就労所得保障一時金	付加できます	60歳満期 65歳満期 70歳満期
精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金	付加できます*2	60歳満期 65歳満期 70歳満期
三大疾病保険料 払込免除特約〔2020〕	保険料払込免除	付加できます*3	がんの保障 待ち期間
健康祝金特約*4	健康祝金	付加できます*3	

*1 「外来手術増額特約」が付加されています。
 *2 <就労所得保障一時金特約>と同時に申込みいただく場合に限り付加できます。
 *3 ご契約時のみ付加できます。
 *4 「健康祝金特約」を付加した場合、主契約の一部となるため、保険料払込期間は主契約と同一です。ただし、健康祝金のお支払いは最長で被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日(用語)までとなります。「健康祝金特約」の中途解約はできません。

用語

- 「契約応当日」とは
ご契約後の保険期間中に迎える、保険契約日に対応する日

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

EVER Prime

各プランの契約内容は下記のとおりです。保険料払込期間によって契約年齢が異なります。

▶▶ 保険料払込期間については、**05 保険料のお払込方法・特約の更新など P.39~40** をあわせてご確認ください。

販売名称・プラン名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
医療保険 EVER Prime Aプラン Bプラン Cプラン	● 主契約 医療保険 〔無解約払戻金2020〕 ● 通院特約〔2020〕*1 (Aプラン/Bプラン) ● 三大疾病無制限入院特約 〔2020〕*2 (Aプランのみ)	終身	終身払	0歳~満85歳
			60歳払済	0歳~満55歳
			65歳払済	0歳~満60歳

付加できる特約・特約

各特約・特約の契約年齢は、主契約の保険料払込期間によって異なります。

販売名称	正式名称	保険期間	保険料 払込期間	主契約 保険料払込期間	契約年齢
総合先進医療特約	総合先進医療特約 〔2012〕	10年*3*4	10年*4	終身払	0歳~満85歳
				60歳払済	0歳~満55歳
				65歳払済	0歳~満60歳
女性疾病入院特約	女性疾病入院特約 〔2020〕	終身	終身払	終身払	0歳~満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳~満55歳
			65歳払済	65歳払済	0歳~満60歳
女性特定手術特約	女性特定手術特約	10年*3*4	10年*4	終身払	満15歳~満70歳
				60歳払済	満15歳~満55歳
				65歳払済	満15歳~満60歳
特定生活習慣病 保障特約	特定生活習慣病 保障特約	終身	終身払	終身払	0歳~満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳~満55歳
			65歳払済	65歳払済	0歳~満60歳

*1 <通院特約〔2020〕>の販売名称は<通院特約>です。
 *2 <三大疾病無制限入院特約〔2020〕>の販売名称は<三大疾病無制限入院特約>です。
 *3 自動更新により、所定の年齢まで保障を継続することができます。
 *4 主契約の保険料払込期間が60歳払済・65歳払済の場合で、保険料払込期間満了日までの期間が10年に満たないとき、ご契約時の特約の保険期間および保険料払込期間は主契約の保険料払込期間満了日までとなります。その後は保険期間10年での自動更新となります。

▶▶ 特約の自動更新について、詳細は **05 保険料のお払込方法・特約の更新など P.39~40** をご確認ください。

次ページへ続く▶

販売名称	正式名称	保険期間	保険料 払込期間	主契約 保険料払込期間	契約年齢
三大疾病一時金特約	三大疾病一時金特約 〔2020〕	終身	終身払	終身払	0歳～満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳～満55歳
			65歳払済	65歳払済	0歳～満60歳
入院一時金	入院一時金特約 〔2020〕	終身	終身払	終身払	0歳～満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳～満55歳
			65歳払済	65歳払済	0歳～満60歳
介護一時金特約	介護一時金特約	終身	終身払	終身払	満18歳～満85歳
			60歳払済	60歳払済	満18歳～満55歳
			65歳払済	65歳払済	満18歳～満60歳
認知症介護 一時金特約	認知症介護 一時金特約	終身	終身払	終身払	満18歳～満85歳
			60歳払済	60歳払済	満18歳～満55歳
			65歳払済	65歳払済	満18歳～満60歳
就労所得保障 一時金特約	就労所得保障 一時金特約	60歳満期	60歳	終身払 60歳払済 65歳払済	満18歳～満55歳
		65歳満期*1	65歳	終身払 65歳払済	満18歳～満60歳
		70歳満期*1	70歳	終身払	満18歳～満65歳
精神疾患保障 一時金特約	精神疾患保障 一時金特約	60歳満期	60歳	終身払 60歳払済 65歳払済	満18歳～満55歳
		65歳満期*1	65歳	終身払 65歳払済	満18歳～満60歳
		70歳満期*1	70歳	終身払	満18歳～満65歳
三大疾病保険料 払込免除特約	三大疾病保険料 払込免除特約 〔2020〕	主契約の 保険料 払込期間と 同一*2	—	終身払 60歳払済 65歳払済	0歳～満85歳 0歳～満55歳 0歳～満60歳
健康祝金特則	健康祝金特則	主契約と同一*3	—	終身払 60歳払済 65歳払済	0歳～満85歳 0歳～満55歳 0歳～満60歳

※「外来手術増額特則」の保険期間、保険料払込期間、契約年齢は、主契約と同一です。

*1 主契約の保険料払込期間によって、お申込みいただける保険期間が異なります。

①主契約の保険料払込期間が60歳払済の場合、特約の保険期間として65歳満期と70歳満期はご選択いただけません。

②主契約の保険料払込期間が65歳払済の場合、特約の保険期間として70歳満期はご選択いただけません。

*2 主契約の保険料払込期間が60歳払済・65歳払済で、＜総合先進医療特約＞＜女性特定手術特約＞が更新可能な場合、保険期間は終身となります。

*3 「健康祝金特則」を付加した場合、主契約の一部となるため、保険料払込期間は主契約と同一です。ただし、健康祝金のお支払いは最長で被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日までとなります。「健康祝金特則」の中途解約はできません。

▶▶ 特約の自動更新について、詳細は **05 保険料のお払込方法・特約の更新など** [P.39～40] をご確認ください。

・＜三大疾病保険料払込免除特約＞の中途付加はできません。

・主契約の保険料払込期間満了後は、特約の中途付加はできません。

⚠ 被保険者の健康状態によっては、お申込みの契約(付加可能な特約を含む)のすべて、または主契約・一部の特約について「特別保険料率に関する特則」を付加して割増しされた保険料をお払込みいただくことで、ご契約をお引受けする場合があります。

▶▶ 詳細は **注意喚起情報 P.48**、および **しおり 告知と告知義務について** をご確認ください。

■「指定代理請求特約」(代理人によるご請求)について

給付金などの受取人が給付金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が給付金などの受取人に代わって請求できます。

つぎの①～⑤の範囲内の方をあらかじめ指定代理請求人として指定できます。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の直系血族
- ③ 被保険者の3親等内の親族
- ④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている方
- ⑤ 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている方

なお、④および⑤については、給付金などの請求の際に、アフラック所定の書類などによりその事実を確認できる場合に限り、被保険者に代わって給付金などを請求できます。

ご契約時に指定代理請求人を指定しなかった場合、後から指定することもできます。また、指定代理請求人は変更することができます。

▶▶ 詳細は **しおり「指定代理請求特約」**について をご確認ください。

■「特別保険料率に関する特則」について

・被保険者の健康状態によっては、お申込みの契約(付加可能な特約を含む)のすべて、または主契約・一部の特約について「特別保険料率に関する特則」を付加して割増しされた保険料をお払込みいただくことで、ご契約をお引受けする場合があります。その場合、お申込み後にアフラックからお手続きのご案内をお送りし、お申込みのご意向を確認させていただきます。

・＜女性特定手術特約＞＜特定生活習慣病保障特約＞＜就労所得保障一時金特約＞＜精神疾患保障一時金特約＞には、「特別保険料率に関する特則」のお取扱いはありません。ただし、＜女性特定手術特約＞＜特定生活習慣病保障特約＞＜就労所得保障一時金特約＞＜精神疾患保障一時金特約＞に加えて＜三大疾病保険料払込免除特約＞を付加する場合、＜三大疾病保険料払込免除特約＞部分の保険料率のみ「特別保険料率に関する特則」を付加した保険料率となる場合があります。

・本特則のみを中途解約することはできません。

※被保険者が満20歳未満の場合、「特別保険料率に関する特則」は付加できません。

■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、申込日または告知日のいずれか遅い日が責任開始期となります。ただし、＜女性特定手術特約＞の乳房に関する保障、＜三大疾病一時金特約＞＜三大疾病保険料払込免除特約＞のがん(悪性新生物)の保障開始までには、3カ月の **待ち期間** があります。

▶▶ 保障の開始について、詳細は **注意喚起情報 P.50** をご確認ください。

03 給付金のお支払いなど

▶▶参照 **しおり** 「EVER Prime」について

支払事由などについては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

具体的な支払額については「パンフレット」「設計書」をご確認ください。

主契約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
医療保険 【無解約払戻金】 2020	疾病入院給付金 災害入院給付金	病気・ケガの治療を 目的として入院したとき	<ul style="list-style-type: none"> 入院日数10日以内の場合、 入院給付金日額×10 入院日数11日以上 の場合、 1日につき 入院給付金日額 	<ul style="list-style-type: none"> 支払限度の型： 60日型または120日型 病気・ケガそれぞれ、 1回の入院【用語】につき 最高60日（120日型は120日）まで 病気・ケガそれぞれ 通算1,095日まで
	手術給付金	①特定手術を受けたとき	1回につき 入院給付金日額×40	<ul style="list-style-type: none"> 一連の手術【用語】については、 14日間に1回を限度 支払回数無制限
		②外来による手術を受けたとき (①および④を除く)	1回につき 入院給付金日額×10 (「外来手術増額特則」あり)	
		③入院中に手術を受けたとき (①および④を除く)	1回につき 入院給付金日額×10	
		④責任開始期の属する日から その日を含めて1年を経過 した日の翌日以後に、骨髄幹 細胞の採取術を受けたとき	1回につき 入院給付金日額×10	
放射線治療 給付金	病気・ケガの治療を目的とする 放射線治療を受けたとき	1回につき 入院給付金日額×10	<ul style="list-style-type: none"> 複数回受けた場合、施術の 開始日から60日に1回を限度 支払回数無制限 	

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
通院特約 【2020】	疾病通院給付金	疾病通院期間【用語】 中に、つぎの①②③いずれかに 該当する通院をしたとき ①主契約の疾病入院給付金が支払われる入院の原因と なった病気の治療を目的とする通院 ②主契約の手術給付金が支払われる手術*1の原因と なった病気の治療を目的とする通院 ③主契約の放射線治療給付金が支払われる放射線治療の 原因となった病気の治療を目的とする通院	1日につき 特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> 病気・ケガそれぞれ 疾病・災害通院期間 中、最高30日まで 病気・ケガそれぞれ 通算1,095日まで
	災害通院給付金	災害通院期間【用語】 中に、つぎの①②③いずれかに 該当する通院をしたとき ①主契約の災害入院給付金が支払われる入院の原因と なった不慮の事故によるケガの治療を目的とする通院 ②主契約の手術給付金が支払われる手術*1の原因と なった不慮の事故によるケガの治療を目的とする通院 ③主契約の放射線治療給付金が支払われる放射線治療 の原因となった不慮の事故によるケガの治療を目的 とする通院		
三大疾病 無制限 入院特約 【2020】	三大疾病無制限 入院給付金	つぎの①および②を満たす入院をしたとき ①がん(悪性新生物)、心疾患または脳血管疾患の治療を 目的とする入院*2 ②つぎの(ア)または(イ)いずれかに該当する入院 (ア)主契約で支払われる1回の入院の支払限度日数を こえる入院 (イ)主契約で支払われる入院給付金の通算支払限度日 数をこえる入院	特約給付金額 ×支払事由を 満たす 入院日数	支払日数無制限
総合先進 医療特約 【2012】	先進医療 給付金	病気・ケガで 先進医療【補足】 を受けたとき	1回につき 先進医療に かかる技術料 のうち自己 負担額と同額	更新後の 保険期間を含め、 通算2,000万円まで
女性疾病 入院特約 【2020】	女性疾病 入院給付金	女性特定疾病の治療を目的として入院したとき	1日につき 女性疾病入院 給付金日額	<ul style="list-style-type: none"> 1回の入院【用語】 につき最高60日 (120日型は120日)まで 通算1,095日まで

*1 骨髄幹細胞の採取術を除きます。

*2 脳血管疾患を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神科における入院は、脳血管疾患の治療を目的とする入院には該当しません。

【補足】

「先進医療」とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術のことです。また、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

※公的医療保険制度の給付について

「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となります。ただし、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

次ページへ続く▶

【用語】

「1回の入院」とは

つぎの場合は1回の入院とみなし、支払限度日数60日(120日型は120日)を適用します。

疾病入院給付金 災害入院給付金	疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれ、支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に入院(原因が異なる入院も含む)した場合
--------------------	--

「一連の手術」とは

つぎの①②両方に該当する手術のことを指します。

- ① 同一の手術を複数回受けた場合
- ② ①の手術が医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている場合

例: 下肢静脈瘤手術(硬化療法)、網膜光凝固術など(2021年1月現在)

【用語】

「疾病(災害)通院期間」とは

つぎの①および②をあわせた期間

① 入院開始日の前日または手術*1もしくは放射線治療を受けた日からさかのぼって、60日以内の期間

② 退院日の翌日または手術*1もしくは放射線治療を受けた日の翌日から120日以内の期間

※入院・手術・放射線治療を2回以上した場合で、疾病通院期間が重複する場合には、重複したすべての疾病通院期間の初日から最終日までの期間を同一の疾病通院期間とします。(災害通院期間についても同様です。)

「1回の入院」とは

つぎの場合は1回の入院とみなし、支払限度日数60日(120日型は120日)を適用します。

女性疾病入院給付金	支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に、同一または医学上重要な関係がある入院をした場合
-----------	---

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
女性特定手術特約	女性特定手術給付金	病気・ケガの治療を目的としてつぎの手術を受けたとき ・乳房観血切除術 (乳腺腫瘍摘出術を含む) ・子宮全摘出術 ・卵巣全摘出術	1回につき 20万円	更新後の保険期間を含め、 ・乳房観血切除術： 1乳房につき1回ずつ ・子宮全摘出術：1回 ・卵巣全摘出術： 1卵巣につき1回ずつ
	乳房再建給付金	女性特定手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について乳房再建術を受けたとき	1回につき 50万円	更新後の保険期間を含め、 1乳房につき1回ずつ
特定生活習慣病保障特約	特定生活習慣病保障給付金	【第1回】 つぎの①②③いずれかに該当したとき ①肝硬変または慢性膵炎で入院したとき ②慢性腎不全でつぎのいずれかに該当したとき (ア)永続的な人工透析療法を開始したとき (イ)腎移植術を受けたとき ③糖尿病を原因としてつぎのいずれかに該当したとき (ア)糖尿病性網膜症で網膜または硝子体に対する手術を受けたとき (イ)糖尿病性壊疽で手指または足指の第一関節以上の切断術(四肢切断術を含む)を受けたとき	特約給付金額	1回限り
		【第2回以降第5回まで】 第1回の給付金の支払事由当該日の後に到来する支払事由当該日の年単位の応当日に被保険者が生存しているとき	特約給付金額 ×50%	4回まで
三大疾病一時金特約〔2020〕	三大疾病一時金	①第1回 つぎのいずれかに該当したとき (ア)初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき (イ)急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院*をしたとき (ウ)心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞および脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上入院*をしたとき ②第2回以降 前回の三大疾病一時金のお支払いから1年以上経過後に、つぎのいずれかに該当したとき (ア)がん(悪性新生物)でつぎのいずれかに該当したとき (a)初めてがんと診断確定されたとき (b)上記(a)以外の場合：がんと診断確定されていて、治療を目的として入院をしているとき (イ)急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院*をしたとき (ウ)心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞および脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上入院*をしたとき	1回につき 特約給付金額	・1年に1回を限度 ・支払回数無制限

* 脳血管疾患を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳血管疾患の治療を目的とする入院には該当しません。

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
入院一時金特約〔2020〕	入院一時金	主契約の疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる入院をしたとき	1回の入院につき 特約給付金額	支払回数無制限*1
介護一時金特約	介護一時金	つぎの①②③いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ②日常生活動作における要介護状態*2が180日以上継続したと医師によって診断されたとき ③認知症による要介護状態*3が90日以上継続したと医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回限り
認知症介護一時金特約	認知症介護一時金	認知症による要介護状態*3が90日以上継続したと医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回限り

*1 複数回入院した場合については、**保障内容に関する注意事項 [P.37]**をご確認ください。

*2 「日常生活動作における要介護状態」とは、つぎの(1)(2)両方に該当し、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。

(1) つぎの①②いずれか1項目以上について、「全介助を要する状態」であること

①寝返り ②歩行

(2) つぎの①②③④のうち、いずれか2項目以上について、「一部介助を要する状態」または「全介助を要する状態」であること

①衣服の着脱 ②入浴 ③食物の摂取 ④排泄

※「日常生活動作における要介護状態」の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

*3 「認知症による要介護状態」とは、器質性認知症と診断され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態をいいます。

「器質性認知症」とは、つぎの(1)(2)両方に該当する所定の認知症をいいます。

(1) 脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷を有すること

(2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

「見当識障害」とは、つぎの(1)(2)(3)いずれかに該当することをいいます。

(1) 常時、時間の見当識障害があること

・季節または朝、真昼、夜のいずれかの認識ができないこと

(2) 場所の見当識障害があること

・今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができないこと

(3) 人物の見当識障害があること

・日頃接している家族または日頃接している周囲の人の認識ができないこと

▶ 次ページへ続く

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
就労所得保障一時金特約	就労所得保障一時金	就労困難状態A に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて60日継続したと医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回限り

- 就労困難状態A とは、つぎの①②いずれかに該当する状態をいいます。

①入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、つねに医師の管理下において治療に専念すること
②在宅療養	つぎのいずれかに該当する状態 (ア)医師の指示にもとづく在宅療養 医師による治療*1が継続しており、かつ日本国内にある自宅など(障害者支援施設などを含みます)で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念し*2、自宅などからの外出が困難な状態*3 (イ)特定障害状態 国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に相当するものとして約款に定めた状態 (ウ)障害等級1級または2級に認定 国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態*4 *5

- *1 在宅療養における「医師による治療」は、手術、放射線治療、処置、投薬、リハビリを含み、検査、経過観察、指導および医業類似行為(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうおおよび柔道整復など)は含みません。また、就労困難状態となった原因の疾病または傷害の改善のために行われる医療行為を指し、症状が固定し、それ以上の改善が見込めないものは該当しません。たとえば、再発防止や疾病予防を目的とする投薬のみを行っているケースは該当しません。なお、治療としてのリハビリは、医師の指示による資格を持った医療従事者の観察補助のもと計画的に自宅および施設内で行われる医学的リハビリテーションをいいます。たとえば、散歩、買い物などの行為は、リハビリに該当しません。
- *2 医師の指示に従わず、必要な治療を行わない場合は、治療に専念していることにはなりません。たとえば、アルコール性肝疾患で禁酒の指示が出されているにもかかわらず、飲酒している場合は、治療に専念していることにはなりません。
- *3 「自宅などからの外出が困難な状態」とは、つぎの①および②を満たすものをいいます。
 ①病院または診療所への通院など治療のために最低限必要な外出を除き、活動の範囲が自宅などに制限されていること
 ②上記①の活動範囲の制限が、医師により証明された医学的な原因にもとづくこと
- *4 国民年金の保険料未納などの特別な事情で障害等級1級または2級に認定されない場合で、障害等級1級または2級と同程度の状態であると医師による証明があり、かつ、アフラックが認めたときは、障害等級1級または2級に認定された状態とみなします。
- *5 障害等級1級の第11号または2級の第17号に該当する場合(複数の障害があり、併合認定されている場合)で、「精神障害以外の障害または病状」が障害等級2級に満たない状態を除きます。

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金	所定の精神疾患により、就労困難状態B に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて60日継続したと医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回限り

精神疾患とは、つぎの状態などを指します。

- 症状性を含む器質性精神障害
- 気分[感情]障害
- 精神作用物質使用による精神および行動の障害
- 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
- ※ただし、薬物依存を除きます。
- 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
- 統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害
- 成人の人格および行動の障害

- 就労困難状態B とは、つぎの①②③いずれかに該当する状態をいいます。

①入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、つねに医師の管理下において治療に専念すること
②国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態*1	
③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に定める障害等級1級または2級に認定された状態	

- *1 障害等級1級の第11号または2級の第17号に該当する場合(複数の障害があり、併合認定されている場合)で、精神障害が障害等級2級に満たない状態を除きます。

特約名称	保障内容	免除事由
三大疾病保険料払込免除特約[2020]	保険料払込免除	つぎのいずれかの免除事由に該当した場合は、その後の主契約および特約の保険料のお払込みを免除します。 ①初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき ②急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院*2をしたとき ③心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞および脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上入院*2をしたとき

- *2 脳血管疾患を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳血管疾患の治療を目的とする入院には該当しません。

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
健康祝金特約	健康祝金*3	つぎの①②③すべてに該当したとき ①3年ごとの健康祝金支払基準日*4に被保険者が生存しているとき ②健康祝金支払判定期間*5における入院日数が継続して10日以上入院に対する疾病入院給付金が支払われなかったとき ③健康祝金支払判定期間*5における入院日数が継続して10日以上入院に対する災害入院給付金が支払われなかったとき	1回の健康祝金の支払につき、入院給付金日額×5	被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日まで

- *3 アフラック所定の利率による利息を付けて自動的に据え置きます。所定の利率について詳細は、アフラックホームページの「積立利率等・約款貸付の利率のお知らせ」に記載していますのでご確認ください。
- *4 契約日から起算した3年ごとの年単位の契約応当日のことをいいます。
- *5 契約日または健康祝金支払基準日から、その直後に到来する健康祝金支払基準日の前日までの間のことをいいます。

保障内容に関する注意事項

詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

医療保険〔無解約払戻金2020〕

疾病入院給付金・災害入院給付金

支払対象	帝王切開や多胎分娩(双子など)など、異常分娩のための入院
支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 正常分娩のための入院 健康診断・人間ドックなどの健康管理や検査を目的とする入院 介護を目的とする介護療養型医療施設への入院 骨髄幹細胞の採取術のための入院

- 疾病入院給付金と災害入院給付金は**重複してお支払いしません。**
- 疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれ、支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に入院(原因が異なる入院を含む)した場合は、1回の入院とみなして、入院日数を通算し、支払限度日数60日(120日型は120日)を適用します。そのため、すでに10日分をお支払いしている場合には、通算した入院日数から10日分を差引いてお支払いします。

手術給付金

●手術料が1日につき算定される手術を受けた場合について

- 手術給付金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術(「大動脈バルーンパンピング法(IABP法)」など 2021年1月現在)に該当するときは、その手術料の算定開始日に対してのみ手術給付金をお支払いします。

●「特定手術」について

支払対象	<p>公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、つぎの「特定手術」</p> <ul style="list-style-type: none"> がん(悪性新生物)に対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術 脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術 心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓(臓器の全体または一部)の日本国内で行われた移植手術(臓器移植については、ドナー側は対象外)
------	--

●「外来による手術」や「入院中の手術」について

支払対象	<ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植
支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 「特定手術」に該当する手術 先進医療に該当する場合 傷の処置(創傷処理、デブリードマン) 切開術(皮膚、鼓膜) 骨・関節の非観血的修復術、非観血的修復固定術および非観血的授動術 抜歯 異物除去(外耳、鼻腔内) 鼻焼灼術(鼻粘膜、下鼻甲粘膜) 魚の目・タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)

●「骨髄幹細胞の採取術」について

支払対象	骨髄幹細胞の採取術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます)
支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 臍帯血幹細胞の採取 骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合

放射線治療給付金

支払対象	<ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) 体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療
支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 血液照射、放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与 先進医療に該当する場合

通院特約〔2020〕

支払対象	往診
支払対象外	薬の受取りのみの場合など

- 入院している日については、**疾病通院給付金・災害通院給付金はお支払いしません。**
- 疾病通院給付金と災害通院給付金の両方の支払事由に該当した場合は、**災害通院給付金をお支払いします。**

三大疾病無制限入院特約〔2020〕、三大疾病一時金特約〔2020〕、三大疾病保険料払込免除特約〔2020〕

●<三大疾病一時金特約><三大疾病保険料払込免除特約>の「がん(悪性新生物)の保障開始」について

- がんの保障開始には、3カ月の「待ち期間」があります。**詳細は [注意喚起情報 P.50](#) をご確認ください。3カ月の「待ち期間」の間にごんと診断確定された場合、保険料は免除されません。また、<三大疾病一時金特約>および<三大疾病保険料払込免除特約>のがんの保障はなくなります。そのため、診断確定の日から6カ月以内に契約者からお申し出があったときは、<三大疾病一時金特約><三大疾病保険料払込免除特約>を無効とします。お申し出がないときは、心疾患・脳血管疾患を対象として保障を継続します。

●<三大疾病無制限入院特約><三大疾病一時金特約><三大疾病保険料払込免除特約>の対象となる「三大疾病」について

対象となる疾病	疾病の例と注意事項
①がん(悪性新生物)	<ul style="list-style-type: none"> 約款に分類されている悪性新生物 大腸の粘膜内がんなどの上皮内新生物、子宮筋腫などの良性新生物は対象になりません。
②心疾患	<ul style="list-style-type: none"> 約款に定める心疾患
急性心筋梗塞	<ul style="list-style-type: none"> 急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞の2疾病で、冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥ったものをいいます。
③脳血管疾患	<ul style="list-style-type: none"> 約款に定める脳血管疾患
脳卒中	<ul style="list-style-type: none"> くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3疾病で、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こしたものをいいます。

女性疾病入院特約〔2020〕

支払対象	<ul style="list-style-type: none"> 約款に分類されている女性特定疾病
女性特有の病気	切迫流産、妊娠悪阻、卵巣機能障害、子宮体がん、子宮頸部上皮内新生物など
女性がかかりやすい病気	乳がん、関節リウマチ、甲状腺機能低下症、貧血、腎盂腎炎、膀胱炎、下肢静脈瘤など
悪性新生物・上皮内新生物	肺がん、大腸の粘膜内がんなど
支払対象外	正常分娩、美容上の処置、病気を直接の原因としない不妊手術など

- 主契約の疾病入院給付金の支払事由に該当する場合は**重複してお支払いします。**

女性特定手術特約

- 乳房に関する保障開始には、3カ月の「待ち期間」があります。**詳細は [注意喚起情報 P.50](#) をご確認ください。

●女性特定手術給付金

支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 診断および生検などの検査のための手術 両側の乳房観血切除術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房観血切除術 傷の処置(創傷処理、デブリードマン) 皮膚の切開術
-------	--

- 両側の乳房を同時に切除した場合、または両側の卵巣を同時に摘出した場合、給付金は**重複してお支払いしません。**
- 乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術のうち2種類以上の手術を同時に受けた場合は、いずれか1種類の手術についてのみ給付金をお支払いします。

●乳房再建給付金

支払対象外	両側の乳房再建術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房再建術
-------	--

- 両側の乳房再建術を同時に受けた場合、給付金は**重複してお支払いしません。**

次ページへ続く

特定生活習慣病保障特約

- 第1回の支払事由の複数に該当することとなった場合でも、給付金は**重複してお支払いしません。**

入院一時金特約〔2020〕

- 複数回入院した場合で、主契約によってそれらの入院が1回の入院とみなされるときは、入院一時金を1回分のみお支払いします。
- 主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金の支払事由が重複して生じたときは、その入院の入院日から退院日までを継続した1回の入院として入院一時金を1回のみお支払いします。

就労所得保障一時金特約

支払対象	てんかんと診断され、 就労困難状態A に該当した場合
支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 働けない状態であっても、約款に定める 就労困難状態A に該当していないとき 精神障害や妊娠・出産などを原因として 就労困難状態A に該当したとき 医師の指示がないにもかかわらず、自らの意思で自宅などにとどまっているとき* 医師による治療を受けている場合でも、外出できる状態のとき* (病院または診療所への通院など治療のために最低限必要な外出を除く)

* 特定障害状態に該当している場合または障害等級1級・2級に認定されている場合を除きます。

- <就労所得保障一時金特約>の保険期間満了前60日以内に **就労困難状態A** に該当し、保険期間満了後にその **就労困難状態A** が60日継続したと医師によって診断された場合、一時金をお支払いします。

※ **就労困難状態A** については、[P.33](#)をご確認ください。

精神疾患保障一時金特約

支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる精神疾患で、医師の指示にもとづき在宅療養をしている場合 てんかんと診断され、就労困難状態B に該当した場合
-------	--

- <精神疾患保障一時金特約>の保険期間満了前60日以内に **就労困難状態B** に該当し、保険期間満了後にその **就労困難状態B** が60日継続したと医師によって診断された場合、一時金をお支払いします。

※ **就労困難状態B** については、[P.34](#)をご確認ください。

特約の消滅

下記の事由に該当した場合、特約は消滅します。

通院特約〔2020〕	<ul style="list-style-type: none"> 給付金のすべての通算支払限度に達したとき 主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金が通算支払限度に達したとき
総合先進医療特約〔2012〕	<ul style="list-style-type: none"> 通算支払限度に達したとき
女性疾病入院特約〔2020〕	<ul style="list-style-type: none"> 通算支払限度に達したとき
女性特定手術特約	<ul style="list-style-type: none"> 給付金のすべての支払限度に達したとき 支払対象となる乳房・子宮・卵巣のすべてを喪失し、かつ支払事由に該当する可能性がなくなったとき(この場合、アフラックにご連絡ください。)
特定生活習慣病保障特約	<ul style="list-style-type: none"> 第5回の特定生活習慣病保障給付金の支払事由が該当日が到来したとき
入院一時金特約〔2020〕	<ul style="list-style-type: none"> 主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金が通算支払限度に達したとき
介護一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> 介護一時金が支払われたとき
認知症介護一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> 認知症介護一時金が支払われたとき
就労所得保障一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> 就労所得保障一時金が支払われたとき
精神疾患保障一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> 精神疾患保障一時金が支払われたとき

04 契約者配当金・解約払戻金・払戻金

契約者配当金・解約払戻金・払戻金のお支払いについては、下記のとおりです。

▶▶解約払戻金について、詳細は [しおり 解約と解約払戻金について](#) をご確認ください。

契約者配当金	この商品には、 契約者配当金はありません。					
解約払戻金	<ul style="list-style-type: none"> 主契約 医療保険〔無解約払戻金2020〕 <table border="1"> <tr> <td>終身払の場合</td> <td>解約払戻金はありません。</td> </tr> <tr> <td>払済の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 保険料払込期間中、解約払戻金はありません。 保険料払込期間満了後、解約払戻金は入院給付金日額の10倍と同額をお支払いします。 </td> </tr> </table> 特約や特則 解約払戻金はありません。 	終身払の場合	解約払戻金はありません。	払済の場合	<ul style="list-style-type: none"> 保険料払込期間中、解約払戻金はありません。 保険料払込期間満了後、解約払戻金は入院給付金日額の10倍と同額をお支払いします。 	
	終身払の場合	解約払戻金はありません。				
払済の場合	<ul style="list-style-type: none"> 保険料払込期間中、解約払戻金はありません。 保険料払込期間満了後、解約払戻金は入院給付金日額の10倍と同額をお支払いします。 					
払戻金	<ul style="list-style-type: none"> 主契約 医療保険〔無解約払戻金2020〕 払済の場合で保険料払込期間満了後に被保険者が死亡したときは、主契約の解約払戻金と同額の払戻金をお支払いします。 					

※ 上記のほかに、未経過保険料などがある場合はお返しします。

- 「健康祝金特則」を付加する場合にご注意いただきたいこと
- 払済の場合、保険料払込期間満了後の解約払戻金は入院給付金日額の10倍となりますが、累計払込保険料に比べて大幅に少額となります。
 - 「健康祝金特則」を付加する場合、「健康祝金特則」を付加しない場合と比べて、累計払込保険料と解約払戻金額の差が大きくなります。
 - 払済の場合の累計払込保険料と解約払戻金の推移(例)は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

05 保険料のお払込方法・特約の更新など

- 保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
- 具体的な保険料については「保険料表」(P.11~18)などをご確認ください。
- ▶▶ 保険料払込免除について、詳細は **07 保険料に関する留意事項** (P.44) をご確認ください。

払込期間

保険料払込期間には、「終身払」「60歳払済」「65歳払済」があります。

お払込方法

保険料のお払込方法には、「月払」「半年払」「年払」があります。

- ▶▶ 保険料払込期間については、**02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)** (P.26~28) をあわせてご確認ください。

特約の更新

下記の特約は、健康状態にかかわらず、自動的に更新(自動更新)されます。**更新しない場合は、特約保険期間満了日の2カ月前までにご連絡ください。**なお、更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用され、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。また、<総合先進医療特約><女性特定手術特約>を更新した場合、給付金のお支払限度は、更新前の特約で支払われた給付金などを通算して判定します。

- ▶▶ 詳細は **しおり 特約の更新について** をご確認ください。

特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
総合先進医療特約	満80歳以下	10年*	<ul style="list-style-type: none"> ● 満81歳~満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に变更して更新できます。 ● 保険料のお払込みが免除されている場合でも、更新できます。
女性特定手術特約	満70歳以下	10年*	保険料のお払込みが免除されている場合でも、更新できます。
	満71歳~満79歳	80歳満期	
	満80歳	更新できません	

* 更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日を超えると、**特約の保険期間は主契約の保険料払込期間満了日まで**となります。
主契約の**保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお払込みいただき継続できます。**特約の保険期間は10年で自動更新されます。その場合、特約保険料のお払込みは年払となります。月払・半年払でご契約の場合、お払込方法は年払へ変更になります。ただし、アフラックの定める範囲で、年払以外のお払込方法もお取り扱いいたします。

終身払^{*1}

- 「主契約」<通院特約><三大疾病無制限入院特約><女性疾病入院特約><特定生活習慣病保障特約><三大疾病一時金特約><入院一時金特約><介護一時金特約><認知症介護一時金特約>の保険料払込み
ご契約時のまま、保険料は定額です。



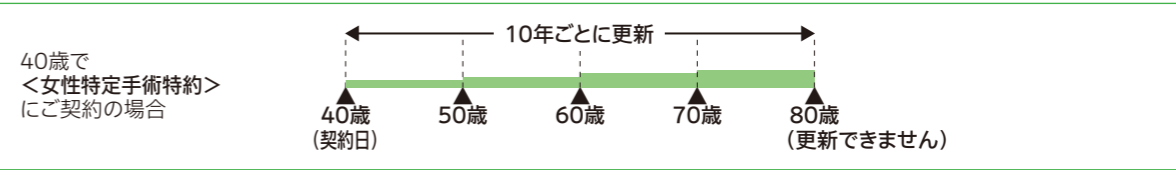
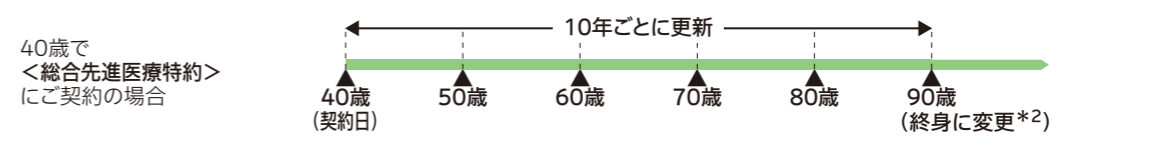
【満期がある特約の保険料払込み】

- <就労所得保障一時金特約><精神疾患保障一時金特約>
60歳・65歳・70歳の保険料払込期間満了日まで保険料をお払込みいただきます。

【更新がある特約の保険料払込み】

- <総合先進医療特約><女性特定手術特約>
 - 10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。
 - 更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払込みいただきます。

【イメージ図】



60歳払済^{*1}

- 「主契約」<通院特約><三大疾病無制限入院特約><女性疾病入院特約><特定生活習慣病保障特約><三大疾病一時金特約><入院一時金特約><介護一時金特約><認知症介護一時金特約>の保険料払込み
満60歳または満65歳の誕生日以降に迎える最初の**年単位の契約応当日から保険料の負担がなくなります。**



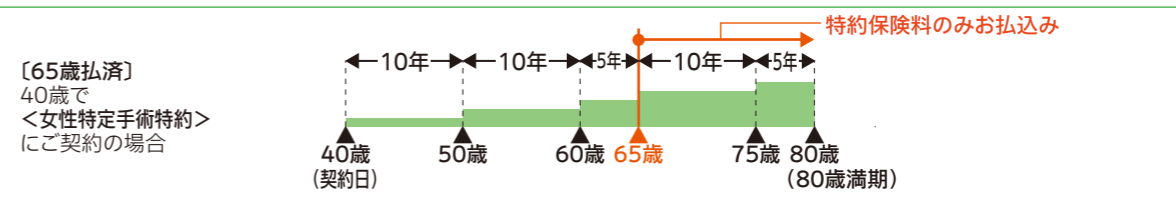
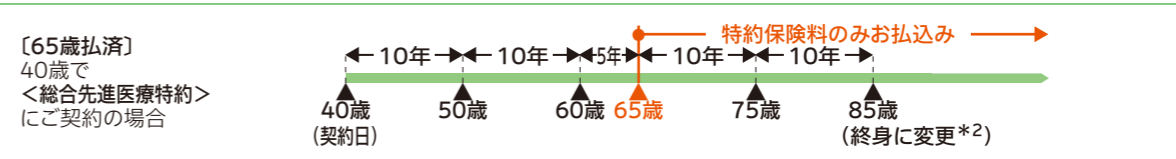
【満期がある特約の保険料払込み】

- <就労所得保障一時金特約><精神疾患保障一時金特約>
60歳・65歳の保険料払込期間満了日まで保険料をお払込みいただきます。

【更新がある特約の保険料払込み】

- <総合先進医療特約><女性特定手術特約>
 - 10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。
 - 更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払込みいただきます。
 - 主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお払込みいただき継続できます。

【イメージ図】



65歳払済^{*1}

*1 主契約の保険料払込期間

*2 満81歳~満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に变更して更新できます。

➕ 補足

半年払・年払では、保険料払込期間中に解約・被保険者の死亡などにより保険料のお払込みが不要となった場合には、半年払保険料・年払保険料のうち、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額をお支払いします。

06 保険料お払込みの流れ

▶▶参照 **しおり** 保険料のお払込みについて

お申込みから保険料お払込みの流れは、お払込方法により異なります。なお、**<女性特定手術特約>の乳房に関する保障開始、および<三大疾病一時金特約><三大疾病保険料払込免除特約>のがん(悪性新生物)の保障開始には、3カ月の「待ち期間」(保障されない期間)があります。**

▶▶保障の開始について、詳細は **注意喚起情報 P.50** をご確認ください。

※つぎに記載以外の例についてはお問い合わせください。

[保険料払込方法] 第1回保険料のお払込みには①②の方法があります。

[契約日]保険料などの計算の基準日(契約年齢は契約日現在の満年齢となります)

[責任開始期]ご契約上の保障を開始する時期

※半年払・年払のお払込方法もあります。詳細はお問い合わせください。

⚠ **<ご注意ください>** 「責任開始期に関する特約」の付加の有無、第1回保険料払込方法によって、契約日および保障の始まる日(責任開始期)が異なります。

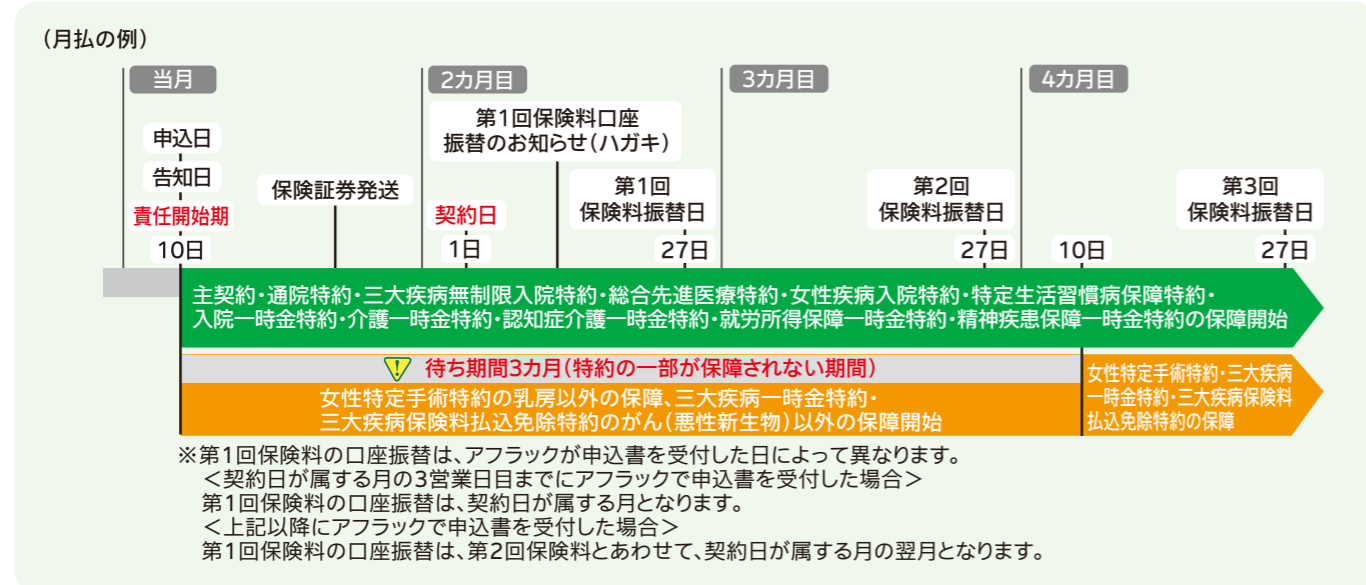
「責任開始期に関する特約」を付加した場合のお払込みの流れ

※申込日とは、アフラックが申込書を受領した日をいいます。

CASE ① 第1回保険料より、契約者の指定口座から自動振替される場合

● 契約日：申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日

⚠ 責任開始期：申込日または告知日のいずれか遅い日



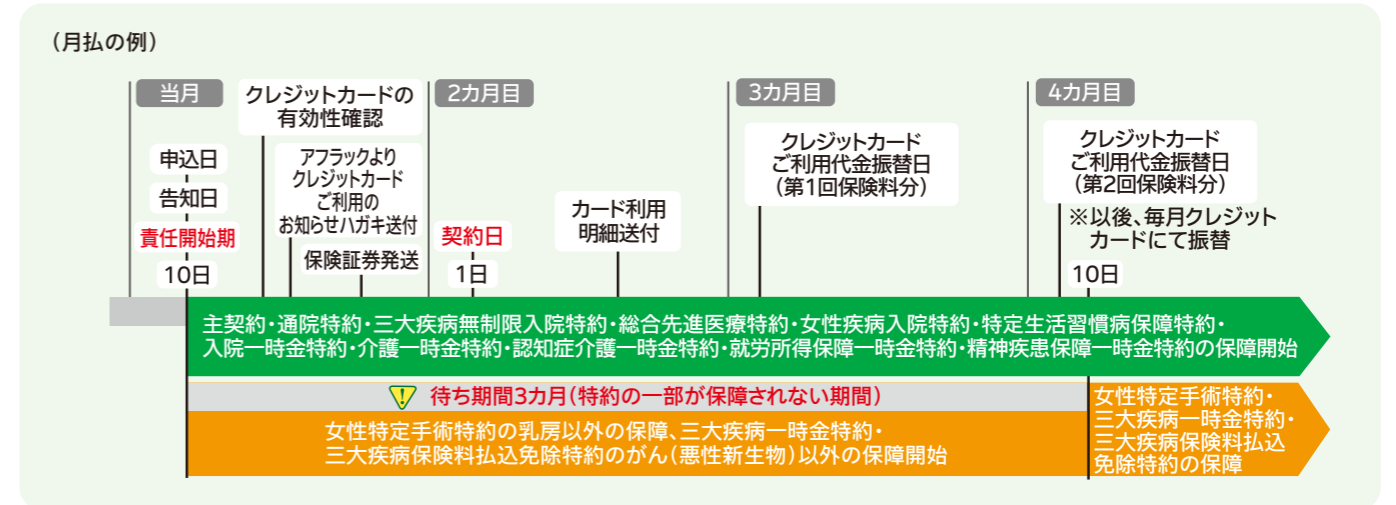
● 保険料振替日は毎月27日となります。27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

● 初回保険料振替日および振替金額については、アフラックより送付する「第1回保険料口座振替のお知らせ」(ハガキ)にてご確認ください。

CASE ② 第1回保険料より、契約者のクレジットカードで保険料をお払込みされる場合

● 契約日：申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日

⚠ 責任開始期：申込日または告知日のいずれか遅い日



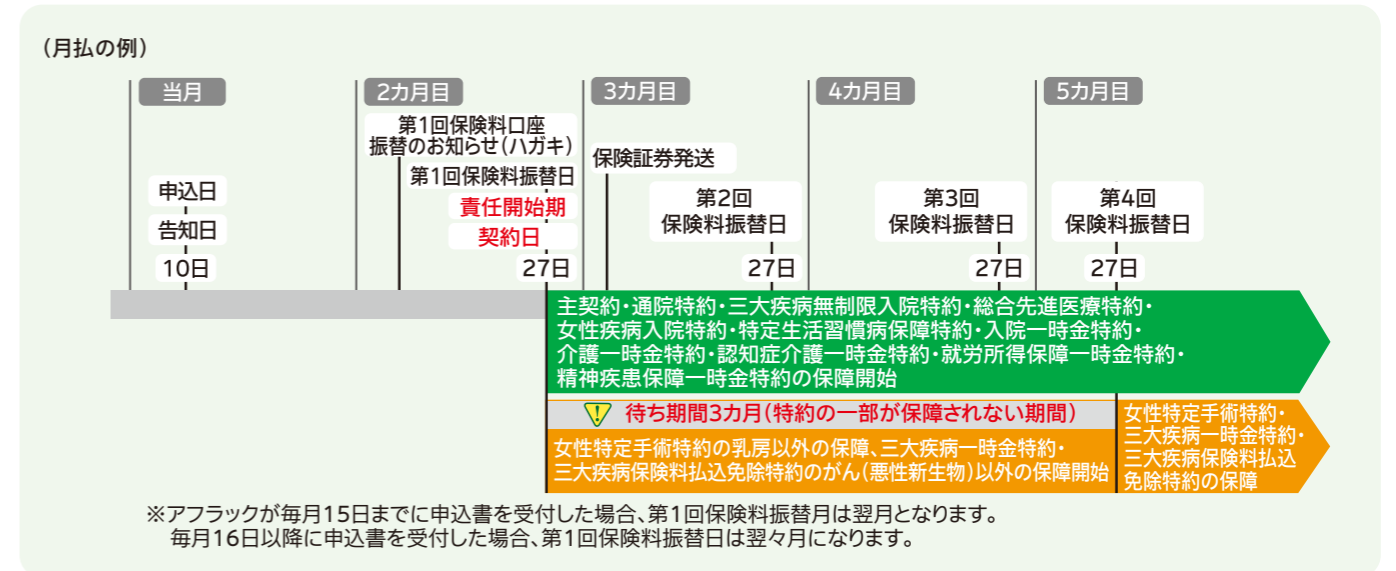
● クレジットカードご利用代金振替日はご指定のクレジットカード種類により異なります。(クレジットカード会社から2回分をまとめて請求する場合や、請求が発生しない月がある場合がありますので、あらかじめご了承ください。)

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合のお払込みの流れ

CASE ① 第1回保険料より、契約者の指定口座から自動振替される場合

● 契約日：告知日またはアフラックが第1回保険料を受取った日のいずれか遅い日

⚠ 責任開始期：告知日またはアフラックが第1回保険料を受取った日のいずれか遅い日



● 保険料振替日は毎月27日となります。27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

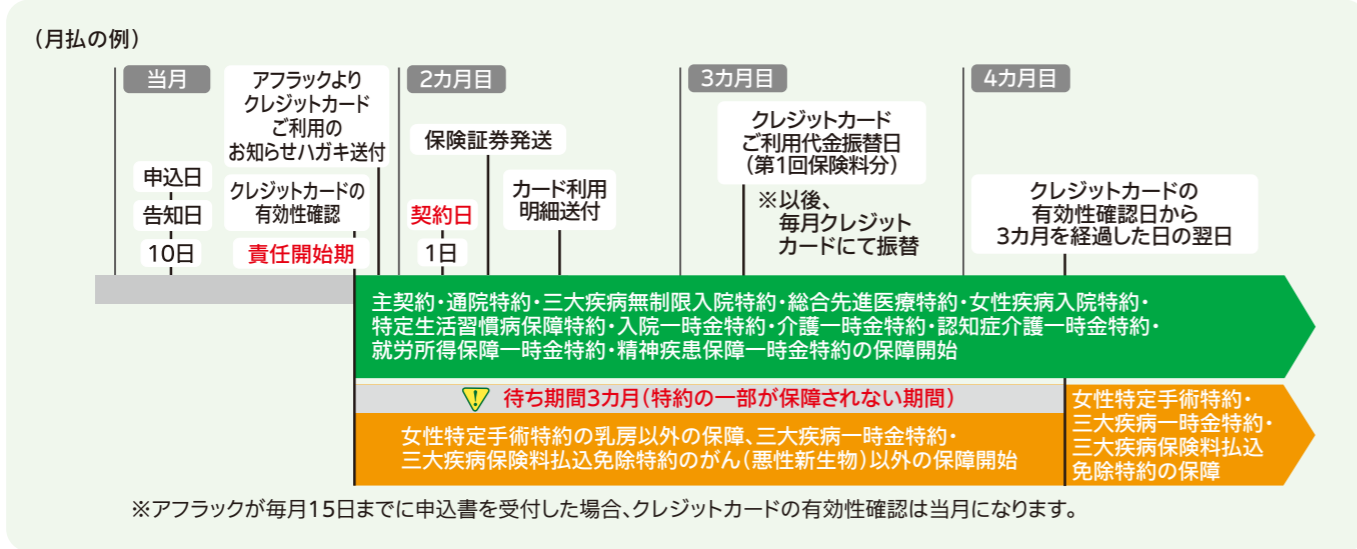
● 初回保険料振替日および振替金額については、アフラックより送付する「第1回保険料口座振替のお知らせ」(ハガキ)にてご確認ください。

次ページへ続く▶

CASE 2 第1回保険料より、契約者のクレジットカードで保険料をお払いされる場合

●契約日：告知日またはご指定のクレジットカードの有効性の確認が完了した日のいずれか遅い日の翌月1日
(保険料クレジットカード支払特約適用)

⚠責任開始期：告知日またはご指定のクレジットカードの有効性の確認が完了した日のいずれか遅い日



●クレジットカードご利用代金振替日はご指定のクレジットカード種類により異なります。(クレジットカード会社から2回分をまとめて請求する場合や、請求が発生しない月がある場合がありますので、あらかじめご了承ください。)

🔄 補足

- ・責任開始期から契約日の前日までの間に給付金などの支払事由に該当した場合、または保険料のお払込みの免除事由が生じたときは、責任開始期を契約日とします。保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- ・記載内容やお申込み方法についてのご質問、保険に関するご相談などは、三井住友銀行保険専用ダイヤル(0120-628-770)までお気軽にお問い合わせください。
- ・保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。
※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
- ・保険料のお払込経路には、上記のほかに、「勤務先などの団体や集団を通じてのお払込み(団体取扱特約・集団取扱特約・特別集団取扱特約、以下「団体取扱」)」があります。団体取扱はお申込み時のお取扱いがありませんが、ご契約後にお払込経路を変更することでお取扱いが可能な場合があります。具体的なお手続きについては、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。

07 保険料に関する留意事項

保険料払込免除

●所定の高度障害状態になった場合、または不慮の事故によるケガによって180日以内に所定の身体障害状態になった場合は、その後の保険料のお払込みを免除します。

▶▶詳細は [しおり](#) 「EVER Prime」のお支払について をご確認ください。

■ <特定生活習慣病保障特約> について

支払事由に該当した場合は、<特定生活習慣病保障特約> について、その後の保険料のお払込みは不要となります。なお、支払事由該当後は、この特約のみの解約および減額はできません。

ただし、支払事由該当後であっても、主契約が消滅または失効した場合は、本特約も同時に消滅または失効します。

■ <三大疾病保険料払込免除特約> について

<三大疾病保険料払込免除特約> を付加すると、三大疾病で所定の状態になった場合、以後の主契約および特約の保険料のお払込みが免除となります。なお、この特約を付加した場合、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料に比べ、高くなります。

※<三大疾病保険料払込免除特約> を付加したご契約に特約を中途付加する場合には、特約も<三大疾病保険料払込免除特約> を付加した保険料となります。

※保険料払込免除事由が発生していない場合に限り、<三大疾病保険料払込免除特約> を解約することができます。解約後の保険料は<三大疾病保険料払込免除特約> を付加していない場合の保険料になります。

▶▶詳細は [しおり](#) 「三大疾病保険料払込免除特約」について をご確認ください。

累計払込保険料について

●<介護一時金特約> <認知症介護一時金特約> <就労所得保障一時金特約> を付加した場合、ご契約内容(「特別保険料率に関する特則」の付加の有無を含む)や経過年数などによっては特約給付金額が特約の累計払込保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。

●一般的に同一の保障内容の場合、保険料払込期間の長いご契約に比べ短いご契約の方が累計払込保険料は少なくなりますが、契約年齢等一部の条件下においてこれが逆転する場合があります。

08 お引受けの条件

- 契約者と被保険者との続柄は、本人・配偶者または2親等内の親族となります。
- 被保険者の健康状態やお仕事の内容などによっては、お申込みをお引受けできない場合があります。また、健康状態によって主契約またはそれぞれの特約について「特別条件特則」や「特別保険料率に関する特則」の条件を付けてお引受けできる場合があります。

特別条件特則*	特定疾病・部位不担保法	アフラックが指定した特定の疾病・部位について所定の期間、保障しない条件でご契約をお引受けするものです。
	特定高度障害状態不担保法	高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当したときは保障しない条件でご契約をお引受けするものです。
特別保険料率に関する特則		割増しされた保険料をお払込みいただくことでご契約をお引受けするものです。

* 主契約に特定高度障害状態不担保法による特別条件特則が付加されている場合は、特約にも本特則が付加され特定高度障害状態不担保法が適用されるものとします。

- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。また、下記の限度のほか、アフラック所定の制限を定めています。詳細は募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

主契約・特約名称	契約の限度	通算の限度						
主契約 医療保険 〔無解約払戻金2020〕	● 入院給付金日額 1契約につき、20,000円まで (5,000円以上、1,000円単位) ※ 契約日の年齢が満40歳以上の方は 3,000円以上	● 被保険者お一人につき、アフラックのすべての「医療保険(がん保険は除く)」「医療特約(特約MAXなどを含む)」の入院給付金日額を通算して20,000円まで ※ 被保険者が未就学のお子さま、または契約日の年齢が満71歳以上の方の場合、通算限度額は下記のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者</th> <th>通算限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未就学のお子さま</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>満71歳以上の方</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※ その他、仕事の内容によっては5,000円となる場合があります。	被保険者	通算限度額	未就学のお子さま	5,000円	満71歳以上の方	10,000円
被保険者	通算限度額							
未就学のお子さま	5,000円							
満71歳以上の方	10,000円							
通院特約 〔2020〕	● 通院給付金日額 主契約の入院給付金日額と同額または 10,000円のいずれか小さい額	● 被保険者お一人につき、アフラックのすべての「医療保険(がん保険は除く)」「医療特約(特約MAXを含む)」の通院給付金日額を通算して12,000円まで						
三大疾病 無制限入院特約 〔2020〕	● 特約給付金額 主契約の入院給付金日額と同額(固定)	● なし						
総合先進 医療特約 〔2012〕	● 1契約につき、1特約のみ	● 被保険者お一人につき、通算して1特約のみ ※ アフラックの「医療保険」「がん保険」に付加する先進医療の特約のいずれかをご契約の場合には、新たな先進医療の特約をご契約いただけません。「アフラックのがん保険 f(フォルテ)」などに付加される「がん高度先進医療特約」は通算の対象ではありません。						
女性疾病 入院特約 〔2020〕	● 女性疾病入院給付金日額 5,000円のみ(固定) ※ 主契約の入院給付金日額が5,000円 未満の場合はご契約いただけません。 ● 1契約につき、1特約のみ	● 被保険者お一人につき、アフラックの「医療保険」に付加する「女性疾病特約」<女性疾病入院特約>を通過して1特約のみ(「がん保険」の<女性疾病特約>は除く)						

特約名称	契約の限度	通算の限度
女性特定 手術特約	● 1契約につき、1特約のみ	● 被保険者お一人につき、アフラックの「医療保険」「がん保険」に付加する「女性特定手術特約」と「女性がん特約」を通過して1特約のみ
特定生活習慣病 保障特約	● 特約給付金額 1契約につき、100万円まで (50万円、100万円)	● 被保険者お一人につき、本特約の特約給付金額を通過して200万円まで
三大疾病 一時金特約 〔2020〕	● 特約給付金額 1契約につき、100万円まで (50万円、100万円)	● 被保険者お一人につき、アフラックの「医療保険」における三大疾病入院一時金および三大疾病一時金を通過して200万円まで
入院一時金 特約 〔2020〕	● 特約給付金額 主契約の入院給付金日額の10倍または 10万円のいずれか小さい額	● 被保険者お一人につき、アフラックの「医療保険」における入院一時金を通過して10万円まで
介護一時金 特約	● 特約給付金額 1契約につき、100万円まで (50万円、100万円)	● 被保険者お一人につき、本特約の特約給付金額を通過して500万円まで
認知症介護 一時金特約	● 特約給付金額 1契約につき、100万円まで (50万円、100万円)	● 被保険者お一人につき、本特約の特約給付金額を通過して500万円まで
就労所得保障 一時金特約	● 特約給付金額 1契約につき、100万円まで (50万円、100万円)	● 被保険者お一人につき、本特約の特約給付金額を通過して200万円まで
精神疾患保障 一時金特約	● 特約給付金額 1契約につき、100万円まで (50万円、100万円) ※ <就労所得保障一時金特約>と同時に お申込みいただく場合に限り付加 可能	● 被保険者お一人につき、本特約の特約給付金額を通過して100万円まで

● 苦情・相談・照会について ●

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談・照会については、アフラックコールセンターまでご連絡ください。なお、この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶▶ 詳細は [注意喚起情報 P.55](#) をご確認ください。

注意喚起情報

1

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意いただきたい事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2



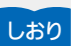

ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

もくじ

P.47~56

01	反社会的勢力に該当する場合	47
02	告知義務	48
03	クーリング・オフ制度	49
04	保障の開始	50
05	お支払いできない場合	51
06	給付金などのご請求	51
07	ご契約の無効および失効・復活	52
08	解約と解約払戻金	53
09	新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し	53
10	契約内容の見直し方法	54
11	保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	55
12	苦情・相談・照会の窓口	55
13	税金のお取扱い	56
14	その他ご確認いただきたい事項	56

注意喚起情報で使用するマークについて

	お客さまにとって 不利益となる事項 を含む、特にご確認いただきたいポイントを記載しています。		条件など 補足事項 を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の 専門用語 などについて記載しています。

01

反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または保険金などの受取人が、反社会的勢力*1に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力*1に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していることが判明した場合には、約款にもとづき保険契約が解除されます。

*1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
*2 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは保険金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

告知義務

▶▶参照  **しおり** お申込にあたって

02

正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態・職業などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります。(これを「告知義務」といいます。)
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態・職業など「告知書」上でアフラックがおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

補足

- ・告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- ・アフラックの職員またはアフラックで委託した担当者が、「ご契約のお申込み後」または「給付金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

アフラックでは、被保険者の健康状態などに応じて、つぎのいずれかの対応を行います。

- 申込内容のとおりにお引受け
- 「特別条件特則」を付加することで条件付でお引受け
- 「特別保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割増ししてお引受け
- 一部保障のみをお断り
- お申込みをお断り

※被保険者が満20歳未満の場合、「特別保険料率に関する特則」は付加できません。

※お引受けについては、アフラックよりお客さまにご連絡いたします。

※「特別条件特則」や「特別保険料率に関する特則」を付加してご契約をお引受けする場合、お申込み後にアフラックからお手続きのご案内をお送りし、お申込みのご意向を確認させていただきます。



「告知義務違反」がある場合、ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除 することがあるケース

- **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき**
- **責任開始日から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合**

上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。なお、解除の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する約款所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「解除」とは
保険期間の途中でご契約を消滅させること

03 所定の期間内であれば、お申込みの撤回または解除ができます。

●契約者(ご契約を申込まれる方)は、つぎの**いずれかの日からその日を含めて8日以内**であれば、申込まれたご契約の**撤回** **用語** またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回など」といいます)ができます。お申込みの撤回などをした場合は、払込まれた保険料は返金します。(クーリング・オフ制度)

1. 「責任開始期に関する特約」を付加した場合
「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日
2. 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合
「申込日」または「アフラックが第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)を受取った日」のいずれか遅い日(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性をアフラックが確認した日のいずれか遅い日)

【お申込みの撤回などの方法】

必ず郵便により上記の期間内(8日以内の消印有効)にアフラックあてに文書を送付してください。

〈記入項目〉

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ① 記入日 | ⑤ 契約者の住所・電話番号 |
| ② 撤回の理由および撤回をしたい意思 | ⑥ 被保険者名 |
| ③ 契約者の自署・フリガナ | ⑦ 保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④ 契約者の生年月日 | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行



つぎの場合には、
お申込みの撤回などができません。

すでに契約したご契約の内容を変更する場合

用語

- 「撤回」とは
ご契約のお申込み後に、申込者がご契約のお申込みを取下げること

04 申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する時期(日)を「責任開始期(日)」といいます。

<女性特定手術特約>の乳房に関する保障、および<三大疾病一時金特約><三大疾病保険料払込免除特約>のがん(悪性新生物)の保障には、「責任開始期(日)」までの**待ち期間**があります。アフラックがご契約をお引受けした場合の「責任開始期(日)」は、つぎのとおりです。

A	待ち期間 がある	<ul style="list-style-type: none"> ・<女性特定手術特約>の乳房に関する保障 ・<三大疾病一時金特約><三大疾病保険料払込免除特約>のがん(悪性新生物)の保障
B	待ち期間 がない	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の保障

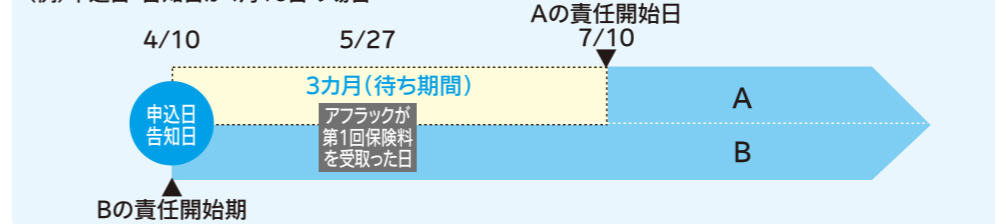
1. 「責任開始期に関する特約」を付加した場合

責任開始期(日)

Aの保障: 「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日からその日を含めて**3カ月を経過した日の翌日**

Bの保障: 「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日

〈例〉申込日・告知日が4月10日の場合



※「申込日」とは、アフラックが申込書を受領した日をいいます。

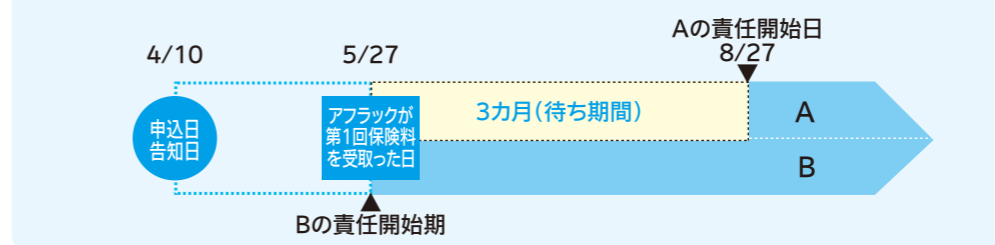
2. 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

責任開始期(日)

Aの保障: 「告知日」または「アフラックが第1回保険料を受取った日」のいずれか遅い日*からその日を含めて**3カ月を経過した日の翌日**

Bの保障: 「告知日」または「アフラックが第1回保険料を受取った日」のいずれか遅い日*

〈例〉告知日が4月10日、アフラックが第1回保険料を受取った日が5月27日の場合



* 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、告知日またはクレジットカードの有効性のアフラックによる確認が完了した日のいずれか遅い日となります。

補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからのお申込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。(担当者は、お客さまとアフラックの保険契約締結の媒介を行います。)

お支払いできない場合

▶▶参照 **しおり** お支払いできない場合について

05

給付金などをお支払いできないことがあります。

- 責任開始期(日)より前に発病した病気や、責任開始期(日)より前に発生した不慮の事故を原因とする場合
- 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効 **用語** している場合
- 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 給付金などを詐取る目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 免責事由に該当した場合
〈例〉原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
上記以外にも、給付金などをお支払いできないことがあります。
▶▶詳細は **契約概要** P.29~37 のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合は左記連絡先までご連絡ください。
- 支払事由については **契約概要** P.29~37 のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。また、給付金などをお支払いする場合、お支払いできない場合の具体例は、アフラックホームページに掲載していますのであわせてご確認ください。
アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/>

- 給付金などの受取人が給付金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が給付金などの受取人に代わって請求できます。
▶▶詳細は **しおり** 「指定代理請求特約」についてをご確認ください。

+補足

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができない場合があります。

ご契約の無効および失効・復活

▶▶参照 **しおり** 保険料のお払込について

07

保険料のお払込みがない場合、ご契約が無効または失効となる場合があります。

ご契約の無効および失効

保険料のお払込みには一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、ご契約は無効となります。
- 第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなる場合があります。(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)

第2回以後の保険料について

- 「責任開始期に関する特約」の付加の有無にかかわらず、第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、ご契約は失効となります。
- ▶▶詳細は **しおり** 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効 をご確認ください。

ご契約の復活

- 失効したご契約でも、失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、告知と必要な保険料のお払込みを行っていただきます。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態などによってはご契約の復活はできません。
- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取扱いはありません。
- ご契約の復活をアフラックが承諾した場合には、告知日またはアフラックが必要な保険料を受取った日のいずれか遅い日から、ご契約上の保障が開始されます。(ただし、待ち期間(3カ月)のある保障で、待ち期間中に復活の手続きが完了した場合は、待ち期間後の保障が始まる日(責任開始日)から保障が開始します。)なお、復活の際も **02 告知義務** P.48 の内容が適用されますのでご注意ください。

給付金などのご請求

▶▶参照 **しおり** ご契約後について

06

支払事由が生じた場合、支払われる可能性がある場合はご連絡ください。

- 給付金などのお支払可否についての判断およびお支払手続きについてはアフラックにて対応します。
- 給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が発生した場合に加え、お支払いの可能性があるとと思われる場合やご不明な点がある場合などについても、以下の方法でお問い合わせください。

インターネットの場合

アフラックホームページ

キーワードで検索

アフラック 給付金

検索



原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

請求書類のお取寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取寄せいただけます。
請求書類のダウンロード パソコン	パソコンサイトでは一部の請求書類をダウンロードしていただけます。
給付金デジタル請求サービス パソコン スマートフォン	インターネット上で給付金請求手続きを完了できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件があります。

お電話の場合

アフラック 保険金コンタクトセンター

0120-555-877

通話料無

<オペレーターによる受付>

受付時間:月曜日~金曜日(祝日を除く)
9:00~17:00

<24時間自動音声応答サービス
給付金のご請求手続き>

年中無休(24時間受付)

- 指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。

用語

- 「失効」とは、保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため、この期間に支払事由が生じた場合、給付金などは支払われない)

解約と解約払戻金

▶▶参照 [しおり](#) [ご契約後について](#)08 解約払戻金の有無は
保険種類などによって異なります。

- 保険種類などによって解約払戻金があるタイプやないタイプ、または削減されているタイプがあります。
 - 生命保険は預貯金などとは異なり、お払込みいただいた保険料の一部が給付金などのお支払い、ご契約の締結や維持に必要な費用などにあてられます。したがって解約すると、解約払戻金は多くの場合、全くないか、あっても払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。
 - 解約払戻金額は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特にご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。この保険の解約払戻金については [契約概要 P.38](#) をご確認ください。
 - ご契約を解約すると、それに付加された特約・特則も同時に解約となります。
 - 解約払戻金のお支払いには契約者からのご請求が必要です。
- ▶▶ 詳細は [しおり](#) [解約と解約払戻金について](#) をご確認ください。

新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し

▶▶参照 [しおり](#) [お申込にあたって](#)09 乗り換えや見直しは、契約者にとって
不利益となる場合があります。

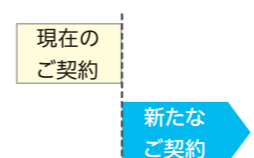
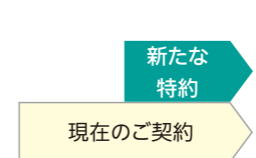
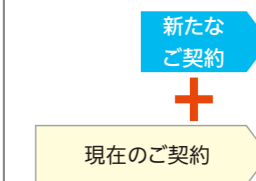
「新たな保険契約への乗り換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につきの点について、契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- お申込みする商品のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約や減額されたご契約をもとに戻すことはできません。
- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する **配当の請求権などを失う場合があります。**
- 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって **取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**
- 新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直しをされる場合は、あらかじめ告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。
- 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、**「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。** また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての **詐欺行為などが適用の対象となります。**
▶▶ 詳細は [02 告知義務 P.48](#) をご確認ください。
- お申込みする商品の責任開始日から一定期間、給付金などのお受取りができない場合があります。
- 保険料計算の基礎となる予定利率、予定死亡率などは現在ご契約の保険契約とお申込みする商品とは異なる場合があります。
- お申込みする商品の責任開始日前に現在ご契約の保険契約を解約した場合、保障のない期間が発生してしまう場合があります。
- 新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直しを行う際は、現在の契約内容(特約を含む)と新たなお申込み内容(特約を含む)との比較など、契約者ご自身で内容をご確認いただく必要があります。

契約内容の見直し方法

10 契約内容を見直す場合、以下の見直し方法があります。

	条件付解約	特約の中途付加	追加契約
特徴	現在のご契約を解約し、新しいご契約にご加入いただくことで、保障内容などを充実させることができます。	現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、保障を充実させることができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。
しくみ	保険期間を途切れさせることなく、現在のご契約を解約し、新たなご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は1件になります。 	現在のご契約にご希望の特約を付加いただく方法です。 ご契約は1件のままです。 	現在のご契約に追加して、別の新しいご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は2件になります。 
現在のご契約	消滅します*1	継続します	継続します
保険料	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。 ※ 予定利率が現在のご契約より引き下げられ、 <u>保険料が引き上げられることがあります。</u>	被保険者の満年齢*2、保険料率*3により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払込みいただきます。	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただきます。

*1 新たなご契約の責任開始期の属する日の前日に解約となります。

また、解約払戻金などがあれば契約者へお支払いします。(新たなご契約に充当はされません。)

*2 主契約の保険料払込期間が終身払の場合は、中途付加日時点における満年齢となります。主契約の保険料払込期間が歳払済の場合は、中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日時点における満年齢となります。(中途付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は中途付加日時点での満年齢。)

*3 中途付加日時点における保険料率となります。

- いずれの方法をご利用いただく場合もあらかじめ告知が必要になるため、被保険者の **健康状態などによっては、ご利用できない場合があります。**



現在ご契約の医療保険の種類や内容によってはお取扱いできない場合があります。

各医療保険の見直し方法の詳細については、[アフラックホームページ](#)をご確認いただくか、[アフラックコールセンター](#)または[募集代理店](#)にお問い合わせください。

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 ▶▶参照 [しおり](#) その他生命保険に関するお知らせ

11 アフラックは「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
 - 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の給付金額などが削減されることがあります。
- ▶▶ 詳細は [しおり](#) 「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

生命保険契約者保護機構

[03-3286-2820](tel:03-3286-2820) 受付時間 【月曜日～金曜日】 9:00～12:00、13:00～17:00
※ 祝日・年末年始は除きます。

[ホームページ](https://www.seihohogo.jp/) <https://www.seihohogo.jp/>

苦情・相談・照会の窓口

12 お客さまの苦情・相談・照会をお受けします。

- 保険に関する苦情・相談・照会などがある場合は、下記のアフラックコールセンターにご連絡ください。

アフラックコールセンター

[0120-555-027](tel:0120-555-027) 受付時間 月～金および第2・4土曜日：9:00～17:00
(祝日・年末年始は除く)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな苦情・相談・照会をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

税金のお取扱い

▶▶参照 [しおり](#) その他生命保険に関するお知らせ

13 この商品の保険料は生命保険料控除の対象となります。

保険料について

- 納税する方が契約者(保険料負担者)、受取人が本人(契約者)または配偶者その他の親族(6親等内の血族と3親等内の姻族)であるご契約が、生命保険料控除の対象となります。生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」に分けられます。この商品の主契約の保険料は、「健康祝金特則」を付加しない場合「介護医療保険料控除」、「健康祝金特則」を付加した場合「一般生命保険料控除」の対象となります。特約の保険料は、「介護医療保険料控除」の対象となります。

各給付金について

- 受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、非課税となります。なお、健康祝金の受取人は契約者となり、所得税(一時所得)の対象となります。

※2021年1月現在の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

その他ご確認ください事項

14 ご契約前に必ずご確認ください。

本商品は預金ではありません

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険であり、預金ではありません。したがって元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 募集代理店および生命保険募集人は、本商品による引受保険会社からの給付金などのお支払いを保証することはありません。

他のお取引への影響について

- 本商品に関するお客さまのお取引が、銀行などにおけるお客さまに関する他の業務やお取引に影響を与えることはありません。

募集代理店による事前確認などについて

- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

お申込みのお手続きなどでご留意いただきたいことから

- 申込書・告知書などは、内容を十分お確かめのうえ、各欄の記入者が必ずご自身でご記入ください。
- アフラックの生命保険募集人はお客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。
- ご契約をお引受けしますと、「保険証券」などを契約者にお送りします。お申込みの内容などと相違していないかどうかご確認ください。
- お客さまがアフラックの生命保険募集人の登録状況・権限などに関して確認をご要望の場合は、アフラックまでご連絡ください。

その他重要事項

1

この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みの際に「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認いただきたい補足的情報**をまとめています。

2

ご契約に際しては「**契約概要**」「**注意喚起情報**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

01 給付金などをお支払いできない場合

■支払事由に該当しない場合

つぎのような場合など、約款に定める支払事由に該当しないとき

- (1) 責任開始期より前に発病した病気、責任開始期より前に生じた不慮の事故によるケガにより入院、通院、手術をしたとき
- (2) 治療を目的としない入院、通院をしたとき(美容整形・人間ドックなど)
- (3) 介護を目的とする介護療養型医療施設に入院をしたとき
- (4) 病院・診療所以外の施設(老人保健施設など)に入院をしたとき
- (5) 治療を直接の目的としない手術を受けたとき(美容整形など*)
* 女性特定手術給付金における手術も同様です。
- (6) 薬剤の受取りのみの通院をしたとき
- (7) 医学的な観点から入院、通院の必要性が認められないとき
- (8) 約款に定める入院や手術などの要件を満たさないとき

■免責事由に該当した場合

■告知義務違反による解除の場合

■保険料のお払込みが行われずご契約が失効した場合

■重大事由による解除の場合

重大事由とは、

- (1) 契約者、被保険者または給付金などの受取人が給付金などを詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)
- (2) 給付金などの請求に関して給付金などの受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます)
- (3) 他の保険契約との重複によって、給付金額などの合計額が著しく過大であるとき
- (4) 契約者、被保険者または給付金などの受取人が、反社会的勢力*¹に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*²を有していると認められるとき
- (5) 契約者、被保険者、給付金などの受取人または口座名義人が、日本、米国などの経済制裁または通商禁止令その他の法令などによって、取引することを禁止または制限された者であるとき(右記「**法令などにもとづく対応の場合**」)
- (6) 付加されている特約が重大事由により解除されたとき
- (7) 上記のほか、アフラックの契約者、被保険者または給付金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記(1)から(6)と同等の重大な事由があるとき

※(1)から(7)に定める事由が生じた後に、給付金などの支払事由または保険料のお払込みの免除事由が生じていたときは、アフラックは給付金などのお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行いません。すでに給付金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでもその保険料のお払込みを求めることができます。

*¹ 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*² 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、保険契約者もしくは給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

■詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

■法令などにもとづく対応の場合

- (1) アフラックは、この保険契約における契約者、被保険者、保険金・給付金などの受取人または口座名義人が、日本、米国などの経済制裁または通商禁止令その他の法令などによって、取引することを禁止または制限された者である場合、重大事由に該当し、アフラックはご契約を解除することができます。この場合、アフラックは、上記の法令などに従いこの保険契約に関する情報を米国当局などに対し報告します。
- (2) (1)の場合、保険金・給付金など、解約払戻金の支払い、保険料などの返金はいりません。また、前項の取扱いによって、契約者、被保険者、保険金・給付金などの受取人または口座名義人に損失、損害または諸費用が発生しても、アフラックは一切責任を負いません。

※経済制裁などの詳細については、財務省または経済産業省、および米国財務省外国資産管理局(OFAC)のホームページをご参照ください。

◎その他、給付金などをお支払いできない場合については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

02 個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆さまへ)

プライバシーポリシー

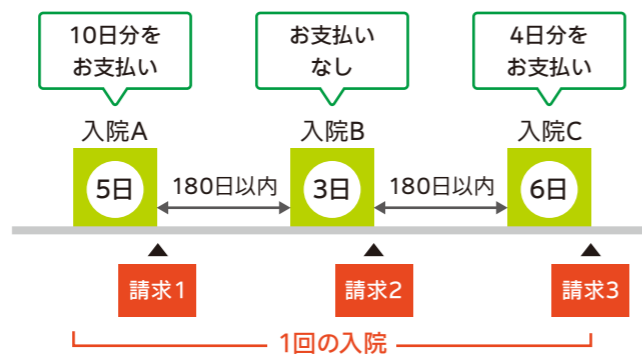
アフラックは「個人情報の取扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、アフラックホームページにてご確認ください。

03 乳幼児医療費助成制度

お子さま(乳幼児)が医療機関で治療などを受けた際に、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される制度があります。制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、詳細は、お住まいの地方自治体にお問い合わせください。

Q1 病気で入院をした際に、1度退院して、また入院をしました。入院給付金は、どのように受取れますか。

A1 前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院は、同一の病気であるか否かにかかわらず、「1回の入院」とみなされ、疾病入院給付金は以下のようにお支払いします。



請求1 10日分の入院給付金をお支払いします。

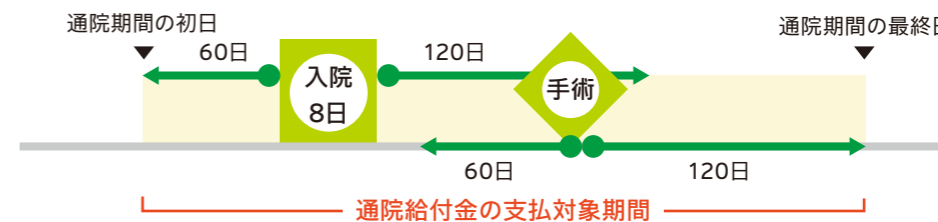
請求2 請求2時点での通算入院日数は8日間です。請求1で10日分の入院給付金をお支払いしているため、お支払いしません。

請求3 請求3時点での通算入院日数は14日間です。請求1で10日分の入院給付金をお支払いしているため、4日分をお支払いします。

※女性疾病入院給付金には10日分の一律支払いはありません。
女性疾病入院給付金の支払事由や「1回の入院」について、詳細は [契約概要 P.23~46](#)
[注意喚起情報 P.47~56](#) をご確認ください。

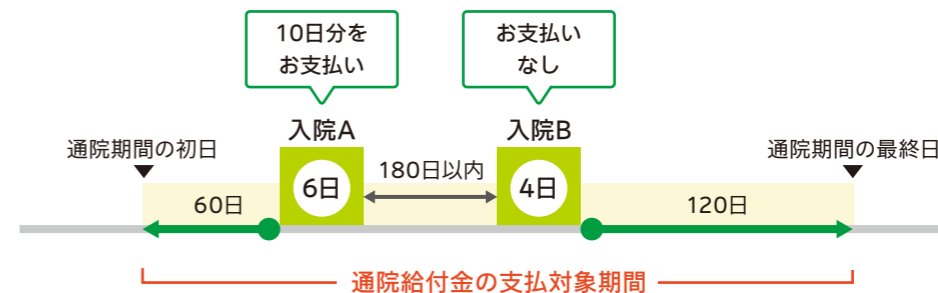
Q2 病気で入院した後、外来で手術をしました。通院給付金の支払対象期間はどのようになりますか。

A2 「入院」・「手術」・「放射線治療」を2回以上した場合で、疾病通院期間が重複するときは、重複したすべての疾病通院期間の初日から最終日までの期間が通院給付金の支払対象期間となります。



参考 複数回入院をした場合で、それらの入院が「1回の入院」とみなされるときは、疾病（災害）通院期間

主契約で「1回の入院」とみなされる場合、退院後の通院期間は最終の入院の退院日の翌日から起算します。（最初の入院時点で10日分の入院給付金が支払われたことにより、2回目以降の入院で入院給付金の支払いがされない場合を含みます。）



Q3 女性疾病入院給付金の対象となる女性特定疾病にはどのような病気が該当しますか？

A3 以下の病気が該当します。

- 女性特有の病気** 切迫流産・妊娠悪阻・卵巣機能障害・子宮体がん・子宮頸部の上皮内新生物・子宮の良性新生物 など
- 女性がかかりやすい病気** 乳がん・関節リウマチ・甲状腺機能低下症・貧血・腎盂腎炎・膀胱炎・下肢静脈瘤・バセドウ病 など
- すべてのがん・上皮内新生物**

- 正常分娩や美容上の処置などはお支払いの対象外となります。
- 女性疾病入院給付金の対象となる疾病については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

